ブラックロック・USベーシック・バリュー・オープン

追加型投信/海外/株式 ※課税上は株式投資信託として取扱われます。

投資信託説明書(請求目論見書) 2024年1月20日

※本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

ブラックロック・ジャパン株式会社

- 1. ブラックロック・USベーシック・バリュー・オープン (以下「当ファンド」といいます。) の募集については、委託会社は、金融商品取引法 (昭和 23 年法律第 25 号) 第 5 条の規定により有価証券届出書を 2024 年 1 月 19 日に関東財務局長に提出しており、2024 年 1 月 20 日にその届出の効力が生じております。
- 2. 当ファンドの基準価額は、同ファンドに組入れられている有価証券等の値動きの他、為替変動による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。元金が保証されているものではありません。
- 3. 当ファンドは、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また販売会社が登録金融機関の場合、投資者保護基金の対象にはなりません。

発 行 者 名 代表者の役職氏名 本店の所在の場所 有価証券届出書の写し を縦覧に供する場所 ブラックロック・ジャパン株式会社 代表取締役社長 有田 浩之 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

ブラックロック・USベーシック・バリュー・オープン (以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。)

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

当初元本は、1口当り1円です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付または 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3) 【発行(売出)価額の総額】

3,000億円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

購入受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額につきましては、販売会社または下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号: 03-6703-4300 (受付時間 営業日の9:00~17:00)

ホームページアドレス: www. blackrock. com/jp/

(5)【申込手数料】

① 購入時の申込手数料(以下「購入時手数料」といいます。)は、購入受付日の翌営業日の基準価額に3.30%(税抜3.00%)を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳細は販売会社にお問い合わせください。

(販売会社につきましては、「(8)申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。)

なお、購入時手数料には消費税に相当する金額および地方消費税に相当する金額(以下「消費税等相当額」といいます。)が含まれています(以下同じ。)。

② 分配金の受取方法により、「一般コース」、「累積投資コース」の2つのコースがあります。

「累積投資コース」を選択した投資者が分配金を再投資する場合および確定拠出年金制度において購入の申込を行う場合は、無手数料とします。

(6) 【申込単位】

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と、分配金が税引き後、無手数料で再投資される「累積投資コース」の2つの購入方法があります。

一般コース : 1万円以上1円単位または1万口以上1口単位

累積投資コース:1万円以上1円単位または10万円以上1円単位

「累積投資コース」を選択した投資者が収益分配金を再投資する場合は1円単位とします。

なお、販売会社によって上記と異なる購入の申込単位(以下、「購入単位」といいます。)を別に定める場合があります。また、取扱いを行うコースは、各販売会社により異なります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

- ※ 販売会社が定時定額購入サービス等(当該サービスの名称は、販売会社によって異なることがあり、この場合、 当該別の名称に読み替えるものとします。)を取扱う場合、当該販売会社が別に定める購入単位となる場合があ ります。定時定額購入サービス等の取扱いの有無は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確 認ください。
- ※ 確定拠出年金制度において購入する場合は1円単位も可能とします。

(7)【申込期間】

2024年1月20日から2024年7月19日まで

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

ファンドの取扱場所については下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号: 03-6703-4300 (受付時間 営業日の9:00~17:00)

ホームページアドレス: www.blackrock.com/jp/

(9)【払込期日】

投資者は、販売会社が定める日までに購入代金 (購入受付日の翌営業日の基準価額に購入口数を乗じた金額に、購入 時手数料を加算した金額をいいます。)を販売会社に支払うものとします。

振替受益権に係る各購入受付日の発行価額の総額は、販売会社によって追加信託が行われる日に委託会社の指定する 口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

上記「(8)申込取扱場所」でお払込みください。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(12) 【その他】

① 購入代金の利息

購入代金には利息をつけません。

② 日本以外の地域における発行 行いません。

③ 購入不可日

ニューヨーク証券取引所の休場日に該当する場合には、販売会社の営業日であっても購入は受付けません。詳細は 販売会社にお問い合わせください。

④ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

◆投資信託振替制度とは、

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、換金、償還等がコンピュータシステム上の帳簿 (「振替口座簿」といいます。) への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

- (1) 【ファンドの目的及び基本的性格】
 - ① 「ブラックロック・USベーシック・バリュー・オープン」(以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。)は、内外の有価証券のうち過小評価されているものの基本的には投資価値があると委託会社が考える有価証券、主にアメリカ合衆国に所在する発行体の発行した株式に投資することによって元本の成長と、さらにはインカム収益を追求します。
 - ② 当ファンドは、追加型証券投資信託であり、追加型投信/海外/株式に属しています。下記は、一般社団法人投資信託協会の「商品分類に関する指針」に基づき当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

<商品分類表>

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)
単位型投信 追加型投信	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 () 資産複合

<属性区分表>

へ				
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
投資対象資産 株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産	決算頻度 年1回 年2回 年4回 年6回(隔月) 年12回(毎月) 日々 その他	投資対象地域 グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	投資形態 ファミリー ファンド ファンド・ オブ・ファンズ	為替ヘッジ あり () なし
(投資信託証券(株式)) 資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型				

<各分類および区分の定義>

I. 商品分類

単位型投信・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の
投信の区分		信託財産とともに運用されるファンドをいう。
投資対象地域による	海外	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収
区分		益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
投資対象資産による	株式	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収
区分		益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

Ⅱ. 属性区分

投資対象資産による	その他資産(投資信	目論見書又は投資信託約款において、主として投資信託証券
属性区分	託証券(株式))	に投資する旨の記載があるものをいう。ただし、当ファンド
		は、投資信託証券(親投資信託)を通じて主として株式に投
		資する。
決算頻度による属性	年2回	目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記
区分		載があるものをいう。
投資対象地域による	北米	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収
属性区分		益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをい
		う。
投資形態による属性	ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファン
区分		ド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資
		対象として投資するものをいう。
為替ヘッジによる属	為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わな
性区分		い旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がな
		いものをいう。なお、「為替ヘッジ」とは、対円での為替リ
		スクに対するヘッジの有無をいう。

上記は、一般社団法人投資信託協会の定義を基に委託会社が作成したものを含みます。なお、上記以外の商品分類・属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(www. toushin. or. jp/)をご参照ください。

③ 信託金の限度額は5兆円とします。委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

④ ファンドの特色

- a. USベーシック・バリュー・オープン・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。) 受益証券への投資を通じて、主に米国株式を投資対象として、過小評価されている株式に投資し、値上がり益およびインカム収益を追求します。
- b. 主として、株価が過小評価されていて、基本的な価値(ベーシック・バリュー)から乖離していると考えられる米国の株式に投資します。
- c. 米国ドルベースでの投資収益を最大化することを目的として運用し、原則として為替ヘッジは行いません。
- d. 当ファンドは、株式等(短期金融商品を含みます。)にかかる運用指図に関する権限を、ブラックロック・インベストメント・マネジメント・エル・エル・シー(所在地:米国ニュージャージー州)に委託します。

- e. 当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行うことを基本とします。
 - ※ ファミリーファンド方式とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者から投資された資金をま とめてベビーファンド (当ファンド) とし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して実質 的な運用を行う仕組みです。当ファンドは、マザーファンドを通じて米国の普通株式を中心に投資します。 なお、約款上では「マザーファンド」は「親投資信託」という表現で定義されています。



投資哲学

「証券市場は全体的に見て非効率*な面があるため、証券価格は市場環境が良好なときに過度に上昇し、逆に市場環境が悪化したときに過度に低下する傾向を持つ」という認識のもとに投資判断を行います。

*市場の非効率性:市場において利用可能な情報の全てに関し適正な分析が行われているとは限らず、証券価格が非効率的に形成される場合がある、という考え方です。アクティブ運用はこれを分析し、 証券価格が適正価格に収斂していく過程で超過収益を得ることを目指します。

具体的には、過去の水準から見てあるいは相対的に過小評価されていると判断される株式に投資を行い、また投資している株式が適正株価に戻ったかあるいは適正株価を上回ったと判断したときに売却するというものです。

株式は、好材料の期待が少ない、業績が低迷している、株価収益率(PER)が低いときに長期的な値上がりの可能性がより大きくなると考えられます。こうした状況が生じたとき投資家は当該株式、業種にあまり興味を示さない傾向があると考えます。

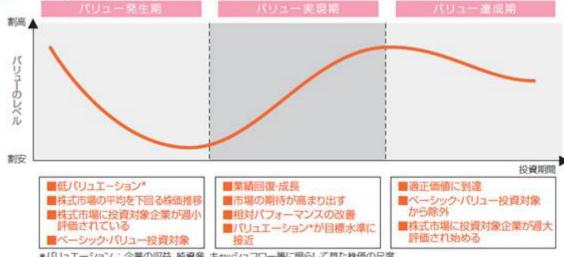
逆に、一般に期待が高まっているときには、投資収益は限定される傾向があると考えます。株価が上昇傾向にあるが既に急激に上昇した、株価収益率が上昇した、あるいは当該業種や銘柄が投資家に受け入れられるようになったというようなときにこれが当たります。

例えば、株価収益率の高い株式は悪材料によって急激に下落する傾向があると言えます。逆に株価収益率の低い株式は一般にごく普通の見通しを織り込んでいることが多く、そのため長期的に見ればより大きな値上がりの可能性があります。

投資アプローチ

- ①主として過去の水準から見て株価が相対的に過小評価されていると判断される株式に投資を行います。
- ②原則として、組入れた株式が、基本的な投資価値を有していると判断する限り保有しつづけます。
- ③投資している株式が適正株価に戻ったか、あるいは適正株価を上回ったと判断したときには、基本的に売却します。

運用チームの考える投資サイクル(イメージ図)



*パリュエーション:企業の収益、純資産、キャッシュフロー等に照らして見た株価の尺度。

る投資

ファンダメンタルズが堅調、

または回復が見込まれてい るものの市場に過小評価さ れている銘柄を購入

銘柄の保有を継続

保有銘柄については売却を 樟树 投資対象から除外

※上記の図は、当ファンドの投資アプローチについての考え方を説明するものであり、当ファンドが投資対象とする銘柄が実際にこのような特徴を示すことを保証するものではありません。

運用プロセス

- 主に米国株式市場に上場している代表的な米国株式指数の構成銘柄で時価総額ベース上位500銘柄 程度を投資ユニバースとします。
- 株価収益率(PER)、株価純資産倍率(PBR)、株価キャッシュフロー倍率(PCFR)、配当利回り、株価 利益倍率(株価/1株当たり利益)などの株価指標(パリュエーション*1)によりスクリーニングを行い、 投資ユニバースを作成します。
- 投資ユニバースを対象に、ボトムアップ・アプローチ*2によるファンダメンタル分析および定量分析に より継続的な調査を行います。
- 銘柄選択に当たっては、上記の株価指標等から見て過小評価されていると判断される銘柄、 および一時的に過小評価されているもののその状態から回復する見込みがあると判断される銘柄 等に投資を行います。
- 約60~120銘柄程度でポートフォリオを構築します。
- 株価がターゲットに達した場合やファンダメンタルズが変化した場合等には、保有銘柄の売却を検討 します。
- *1 パリュエーション: 企業の収益、純資産、キャッシュフロー等に照らして見た株価の尺度。
- *2 ボトムアップ・アプローチ: 個別企業の調査をもとに、個別銘柄を分析する手法。

ポートフォリオ構築 投資ユニバース作成 ファンダメンタル分析 ■時価総額ベース上位 ■企業の収益成長性および原動力 ■ポートフォリオに ■約60~120銘柄 500銘柄程度 おける各リスク要因 ■業界における位置(ポジショニング) の分散化 ■代表的な米国株式 ■経営陣の質と株主政策 指数の構成銘柄 最適化 ■株価ト型となるきっかけ ■パリュエーションに ■定量評価(パリュエーション) よるスクリーニング

- ※ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ※ ファンドの運用プロセス等は、変更となる場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

1998年7月1日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

2006年10月1日 ファンド名称を「メリルリンチ・USベーシック・バリュー・オープン」から「ブラ

ックロック・USベーシック・バリュー・オープン」に、「メリルリンチ・USベーシック・バリュー・オープン・マザーファンド」は「ブラックロック・USベーシッ

ク・バリュー・オープン・マザーファンド」に変更

2007年1月4日 投資信託振替制度への移行

2009年12月2日 ファンドの委託会社としての業務をブラックロック・ジャパン株式会社からバークレ

イズ・グローバル・インベスターズ株式会社(新社名:ブラックロック・ジャパン株

式会社) に承継

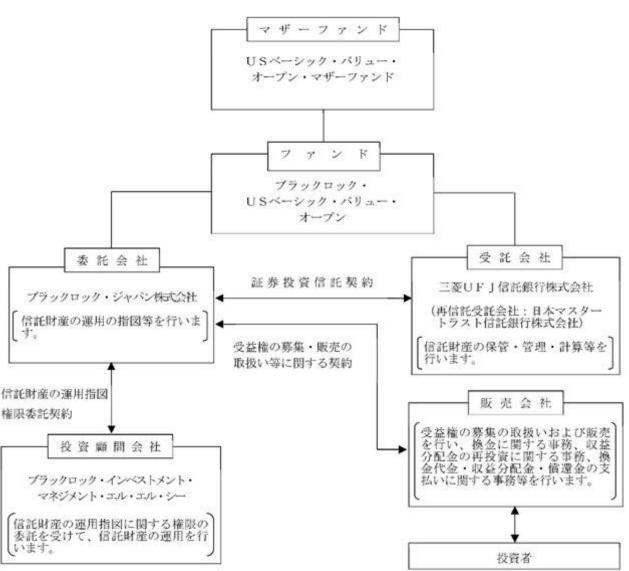
2017年1月21日 マザーファンド名称を「ブラックロック・USベーシック・バリュー・オープン・マ

ザーファンド」から「USベーシック・バリュー・オープン・マザーファンド」に変

更

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



<契約等の概要>

a. 「証券投資信託契約」

ファンドの設定・運営に関する事項、信託財産の運用・管理に関する事項、委託会社および受託会社の業務に 関する事項、投資者に関する事項等について規定しています。

b. 「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」

委託会社が販売会社に委託する受益権の募集販売の取扱い、換金事務、投資者に対する収益分配金および換金 代金の支払い、その他これらの業務に付随する業務等について規定しています。

c. 「信託財産の運用指図権限委託契約」

投資顧問会社への運用指図権限の委託ならびに運用の指図に係る業務内容等について規定しています。

<委託会社の概況>

2023年10月末現在の委託会社の概況は、以下のとおりです。

a. 資本金 3,120百万円

b. 沿革

1005/7:1 日	フリュリンチ机次部間州土人社
1985年1月	メリルリンチ投資顧問株式会社
	(後のメリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社) 設立
	1987年3月 証券投資顧問業者として登録
	1987年6月 投資一任業務認可を取得
	1997年12月 投資信託委託業務免許を取得
1988年3月	バークレイズ・デズート・ウェッド投資顧問株式会社
	(後のバークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社) 設立
	1988年6月 証券投資顧問業者として登録
	1989年1月 投資一任業務認可を取得
	1998年3月 投資信託委託業務免許を取得
1999年4月	野村ブラックロック・アセット・マネジメント株式会社
	(後のブラックロック・ジャパン株式会社) 設立
	1999年6月 証券投資顧問業者として登録
	1999年8月 投資一任業務認可を取得
2006年10月	メリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社を存続会社として、
	ブラックロック・ジャパン株式会社と合併
	新会社商号:「ブラックロック・ジャパン株式会社」
2009年12月	バークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社を存続会社として、
	ブラックロック・ジャパン株式会社と合併
	新会社商号:「ブラックロック・ジャパン株式会社」

c. 大株主の状況

株主名	住所	所有 株式数	所有比率
ブラックロック・ジャパン・ ホールディングス合同会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号	15,000株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

- ① 主として、USベーシック・バリュー・オープン・マザーファンド受益証券に投資します。
- ② 円貨での為替変動リスクをヘッジするための為替予約取引を行いません。
- ③ 株式等(短期金融商品を含みます。)にかかる運用の指図に関する権限を、ブラックロック・インベストメント・マネジメント・エル・エル・シーに委託します。
- ④ 投資状況に応じ、USベーシック・バリュー・オープン・マザーファンドと同様の運用を行うことができます。
- ⑤ 市況動向や資金動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ※ 委託会社は、自己又は第三者の利益を図るために投資者の利益を害することとなる潜在的なおそれのある取引を 行い又は行うことがある場合、投資者の利益を害しないことを確保するため、売買執行管理規程等の社内規程に より管理します。

<参考> マザーファンドの運用の基本方針

USベーシック・バリュー・オープン・マザーファンド

- 運用の基本方針 -

1. 基本方針

この投資信託は主として内外の有価証券に投資するもので、過小評価されているものの基本的には投資価値が あると委託会社が考える有価証券、主にアメリカ合衆国に所在する発行体の発行した株式に投資することによっ て元本の成長と、さらにはインカム収益を追求します。

2. 運用方法

(1) 投資対象

この投資信託は主として内外の有価証券に投資するもので、過小評価されているものの基本的には投資価値があると委託会社が考える有価証券、主にアメリカ合衆国に所在する発行体の発行した株式に投資します。

(2) 投資態度

① この投資信託の投資方針は、証券市場の価格決定メカニズムは全体的な効率性に欠け、好調な市場環境では価格を上昇させ、低調な市場環境では価格の下落させる傾向にあると考えています。これを前提として、委託会社は、市場価格の有利な変化は、その銘柄が不人気で、その企業収益が低迷し、株価収益率が比較的低く、投資への期待感も低く、かつ当該銘柄またはその関連業種への一般的な関心が乏しいときに始まる可能性がより大きいと考えています。しかし、委託会社は、投資期待が全般的に高く、株価が上昇しているか、または既に上昇し、株価収益率が上がり、その関連業種又は当該銘柄そのものが加速的に投資家の新たな人気を得つづけているときには、好ましくない動きが生じる可能性が高いと考えています。つまり、委託会社は、株価収益率が比較的高い銘柄の市場価格は予期せぬ不利な動向の影響を受けやすく、株価収益率が比較的低い銘柄は、有利だが一般に予想されなかった出来事から恩恵を得られるより有利な位置にあると考えています。この投資方針は、従来の投資原理とは異なっています。委託会社は、この投資方針に伴う市場リスクは、平均以上の配当収益を提供する証券に重点を置くことにより、部分的に緩和されると考えています。機関投資家が支配する現在の市場は、しばしば、比較的少数の中・大型成長株より時価総額の低い多数の注目度の低い銘柄を見逃しています。この投資信託は、この注目度の低い銘柄に相当な規模の投資を行うことが予想されます。

この投資信託の投資方針の基本的方向性が以上のようなものであるため、その保有する普通株式の大きな部

分が、時にはリサーチ・アナリストによる必ずしも好ましくない評価を伴う可能性があります。委託会社は、系列関係のないブローカーおよびディーラーが提供する投資リサーチ情報ならびにメリルリンチ・ピアス・フェナー・アンド・スミス・インコーポレーテッドの証券リサーチ、経済リサーチならびにコンピューター・アプリケーション施設を幅広く利用します。

- ② 基本的な投資方針として、この投資信託は円貨での為替変動リスクをヘッジするために為替予約取引を行いません。
- ③ ブラックロック・インベストメント・マネジメント・エル・エル・シー (BlackRock Investment Management, LLC.) に株式等 (短期金融商品を含みます。) にかかる運用の指図に関する権限を委託します。

(3)投資制限

- ① 株式への投資には制限はありません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付 社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明 確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条/3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約 権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ⑥ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ⑦ 国内の私募債(短期社債等を除く)及び市場価格で売却することのできない外債への投資割合は、信託財産 の純資産総額の15%以下とします。
- ⑧ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑨ 上記③から⑤に関わらず、各国政府(国および地方公共団体を含む)または政府機関によって発行または保証された証券または金融商品に対する投資の制限はありません。
- ⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ① 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。

(2) 【投資対象】

① 投資対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資 法人に関する法律(以下「投信法」といいます。)第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)とします。

- a. 有価証券
- b. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。)
- c. 金銭債権
- d. 約束手形(手形割引市場において売買される手形に限ります。)

② 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を主としてUSベーシック・バリュー・オープン・マザーファンド受益証券に投資するほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- a. 株券または新株引受権証書
- b. 国債証券
- c. 地方債証券
- d. 特別の法律により法人の発行する債券
- e. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」 といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- f. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- g. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- h. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- i. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券(単位未満優先出資証券を含む。以下同じ。)
- j. コマーシャル・ペーパー
- k. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) および新株予約権証券
- 1. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- m. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- n. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- o. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- p. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
- q. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- r. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- s. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- t. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- u. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- v. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、a. の証券または証書、1. ならびにq. の証券または証書のうちa. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b. から f. までの証券および 1. ならびにq. の証券または証書のうちb. から f. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、m. の証券および n. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③ 投資対象とする金融商品

この信託の設定、換金、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、信託金を、有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することができます。

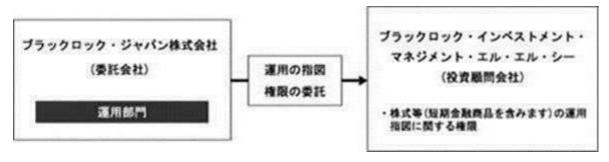
- a. 預金
- b. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- c. コール・ローン
- d. 手形割引市場において売買される手形
- e. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- f. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(3)【運用体制】

- ① ファンドの運用・管理の各業務の役割分担を社内規程により定めております。
- ② ファンドの運用については委託会社の運用部門が統括しています。

社内には内部監査を担当する部門、ファンドのリスク状況等をモニターし関連部署にフィードバックする部門により、本来目的としている運用が行われているか確認する組織、機能が確立しています。また、グループ企業に外部委託している場合においても、日次でポートフォリオ・モニタリングのデータを外部委託先より入手、またリスク管理を担当する部門が定期的に外部委託先の同部門と情報交換し、ファンドの運用状況を把握すると共に、必要な対応を図れる体制を構築しています。

③ 当ファンドは株式等(短期金融商品を含みます。)にかかる運用指図に関する権限をブラックロック・インベストメント・マネジメント・エル・エル・シー(当ファンドの運用担当人員数:20名程度)に委託しています。



※ 運用体制は、変更となる場合があります。

ブラックロック・グループ

ブラックロック・グループは、運用資産残高約9.10兆ドル*(約1,358兆円)を持つ世界最大級の独立系資産運用グループであり、当社はその日本法人です。

当グループは、世界各国の機関投資家および個人投資家のため、株式、債券、キャッシュ・マネジメントおよび オルタナティブ商品といった様々な資産クラスの運用を行っております。また、機関投資家向けに、リスク管理、 投資システム・アウトソーシングおよびファイナンシャル・アドバイザリー・サービスの提供を行っております。 * 2023年9月末現在。(円換算レートは1ドル=149.225円を使用)

(4)【分配方針】

① 収益分配方針

年2回の毎決算時(4月20日、10月20日。休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

a. 分配対象額の範囲

分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買損益(評価損益も含みます。)等の全額とすることができます。

b. 分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して決定します。

c. 留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※基準価額水準、市況動向によっては分配を行わないことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

② 収益の分配

- a. 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理するものとします。
 - (a) 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額(「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬(消費税に相当する金額および地方消費税に相当する金額(以下「消費税等相当額」といいます。)を含みます。)を控除した後、その残額を投資者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - (b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額(「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬を控除し、繰越 欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、投資者に分配することができます。なお、次 期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- b. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。
- ③ 収益分配金の支払い
 - a. 支払時期と支払場所
 - (a) 一般コースの場合

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として5営業日以内)に、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者にお支払いを開始します。収益分配金は販売会社の営業所等において支払います。

(b) 累積投資コースの場合

累積投資契約に基づき、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は投資者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売り付けを行います。当該売り付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

b. 時効

投資者が、a. (a) に規定する支払開始日から5年間支払い請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(5)【投資制限】

- ① 当ファンドの約款で定める投資制限
 - a. 投資する株式等の範囲
 - (a) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するもの、その他投資信託協会の規則により投資することが認められているものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
 - (b) (a) にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等に おいて上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することがで きるものとします。

b. 株式等への投資比率の制限

- (a) 株式への実質投資割合*には制限を設けません。
 - * 「実質投資割合」とは、ファンドの信託財産の純資産総額に対する、ファンドの信託財産に属する各種 の資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額のうちファンドの信託財産 に属するとみなした額との合計額の割合を意味します。以下同じ。
- (b) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

c. 同一銘柄の株式等への投資制限

- (a) 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (b) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

d. 同一銘柄の転換社債等への投資制限

同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付 社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確に しているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条/3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社 債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以 下とします。

e. 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

f. 特別な場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由により、特に必要と認められる場合には、制 約されることがあります。

g. 投資信託証券への投資制限

投資信託証券(親投資信託は除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

h. 私募有価証券等への投資制限

私募により募集された国内の社債(短期社債等を除く)および市場価格で売却できない外債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の15%以下とします。

i. 信用取引の指図範囲

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (b) (a) の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 換金等の事由により、前項の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

i. 先物取引の運用指図

- (a) 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率 的運用のため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに 掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものを いいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいま す。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることがで きます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。)。
 - イ. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
 - ロ. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入 可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸 付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産 が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額の範囲内 とします。
- (b) 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用のため、 わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
 - イ. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額と親投資信託の信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。
 - ロ. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、 外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
- (c) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用のため、 わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取 引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
 - イ. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品 (信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに金融商品で運用されているも のをいい、「ヘッジ対象金利商品」といいます。) の時価総額の範囲内とします。

ロ. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額(「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

k. スワップ取引の運用指図

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- (b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。 ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額と親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、換金等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (d) 親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、 親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める 信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (e) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (f) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

1. 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (b) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (d) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

m. 有価証券の貸付けの指図

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲 内で貸付けの指図をすることができます。
 - イ. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。
 - ロ. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

- (b) (a) 各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (c) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

n. 公社債の空売りの指図範囲

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社 債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債(信託財産 により借入れた公社債を含みます。)の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるも のとします。
- (b) (a) の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 換金等の事由により、前項の売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

o. 公社債の借入れ

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、 当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めた時は、担保の提供の指図を行うものとします。
- (b) (a) の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 換金等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (d) (a)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

p. 外国為替予約の指図

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- (b) 予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産と親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- (c) (b) の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

q. 資金の借入れ

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、換金に伴う支払資金の手当て (換金に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。) を目的として、または再投資にか かる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ (コール市場を通じる場合を含みます。) の指 図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- (b) 換金に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の換金代金入金日までの間もしくは投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または換金代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (c) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、 資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (d) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

r. デリバティブ取引等に係る投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により 算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

s. 信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。

② 投信法等関係法令で定める投資制限

同一の法人の発行する株式

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、次の a. の数が b. の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

- a. 委託会社が運用の指図を行うすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数
- b. 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動きの他、為替変動による影響を受けます。これらの信託 財産の運用により生じた損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、当ファンドは元金および元金からの 収益の確保が保証されているものではなく、基準価額の下落により投資者は損失を被り、元金を割り込むことがあり ます。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは以下の通りです。

① 基準価額の変動要因

a. 株価変動リスク

当ファンドおよびマザーファンドは、主に米国に本拠を置く企業の普通株式および米国株式市場に上場しているその他海外株式を投資対象とします。また、当ファンドおよびマザーファンドは米国以外の地域へも投資を行うことができます。したがって、米国を中心とした世界の経済および市場動向または組入株式の発行会社の経営・財務状況に応じて組入株式の株価および配当金が変動し、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

b. 為替変動リスク

当ファンドおよびマザーファンドの基準価額は、円建てで表示されます。一方、当ファンドおよびマザーファンドは主として外貨建資産に投資します。原則として、外貨建資産に対して円に対する為替ヘッジは行いません。したがって、為替レートの変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

c. 中小型株式投資のリスク

当ファンドおよびマザーファンドは、株式市場全体の平均に比べ株式時価総額の小さな企業の株式にも投資することができます。これらの企業の株式への投資は、株式市場全体の平均に比べて結果としてより大きな値上がりもしくは値下がりとなる可能性があります。これは比較的規模の小さい企業は大規模の企業に比べ収益の変動が大きくなる傾向があることに加え、株式市場における需給関係の変動の影響を受けやすいためです。

d. デリバティブ取引のリスク

当ファンドおよびマザーファンドは、先物・オプション取引などのデリバティブ取引を用いることができます。このような投資手法は現物資産への投資に代わって運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利、為替等の変動による影響から当ファンドおよびマザーファンドを守るために用いられます。デリバティブ取引を用いた結果、コストとリスクが伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、デリバティブ取引は必ず用いられるわけでなく、用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

② ファンド運営上のリスク

a. 購入および換金の受付の中止・取消

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の購入および換金の受付を中止する場合があります。また、この場合、既に受付けた受益権の購入および換金の受付についても取り消す場合があります。

b. ファンドの繰上償還

当ファンドは換金により残存口数が10億口を下回ることとなった場合、または投資者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情が発生したとき等は、ファンドを償還させる場合があります。

c. 法令・税制・会計等の変更

法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。

d. 流動性リスクに関する事項

当ファンドが保有する資産の市場環境等の状況により、保有有価証券の流動性が低下し、投資者からの換金請求に制約がかかる等のリスク(流動性リスク)があります。当ファンドにおいて流動性リスクが顕在化すると考えられる状況は以下の通りです。

- ・経済全体または個別企業の業績の影響により、株価変動が大きくなるまたは取引量が著しく少なくなる等、 株式市場動向が不安定になった場合
- ※金融商品取引所等における取引の停止時、決済機能の停止時または大口の換金請求については、換金請求に制限がかかる場合があります。

e. 収益分配金に関する留意点

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。したがって、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者の個別元本の状況によっては、分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本のことで、投資者毎に異なります。

(2) リスクの管理体制

委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門から独立したリスク管理担当部門においてファンドの投資リスクおよび流動性リスクの計測・分析、投資・流動性制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスク (流動性リスクを含む)が運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内の関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

※ リスクの管理体制は、変更となる場合があります。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の 当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準

(2018年11月~2023年10月)



※上記グラフは、過去5年間の各月末における1年間の騰落率の平均・ 最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて 表示したものです。当ファンドについては、税引前の分配金を再投資 したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算 した年間騰落率とは異なる場合があります。

価額の推移

(2018年11月~2023年10月)



- ※上記グラフは、過去5年間の各月末における分配金再投資基準価額の 1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したもの
- ※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものと みなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。
- ※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- ※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。
- ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。

日本株····・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

先進国株…MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケッツ指数(配当込み、円ベース)

日本国債---NOMURA-BPI国債

先進国国債…FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース) 新興国国債…J.P.モルガン・ガバメント・ポンド・インデックスーエマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしております。

<各指数について>

東藍株価指数(TOPIX)(配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有する我が国を代表する指数 です。東証株価指数(TOPIX)(配当込み)の指数値および東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は 株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に関するすべての権利・ノウハウおよび東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。 JPXは、東証株価指数(TOPIX)(配当込み)の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません

MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケッツ指数(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発、計算した 株価指数です。MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)は日本を除く世界の主要先進国の株式を、また、MSCIエマージング・マーケッツ指数 (配当込み、円ベース)は新興国の株式を対象として算出した指数です。同指数に関する著作権、知的財産その他の一切の権利は、MSCI Inc.に 帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指数で、日本国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数に関する知的財産権は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われるブラックロック・ジャバン株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。 FTSE世界国債インテックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLCが有しています。

J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、新興国の現地通貨建ての国債を対象として算出した指数です。同指数に関する著作権はJ.P.モルガン・ セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

4 【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

① 購入時の申込手数料(以下「購入時手数料」といいます。)は、購入受付日の翌営業日の基準価額に3.30%(税 抜3.00%)を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳細は、販売会社にお問い合わせください。

販売会社につきましては、下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号: 03-6703-4300 (受付時間 営業日の9:00~17:00)

ホームページアドレス: www. blackrock. com/jp/

なお、購入時手数料には消費税等相当額が含まれています。

購入時手数料は、購入時の商品説明、販売に関する事務手続き等の役務の対価として販売会社にお支払いいただくものです。

② 分配金の受取方法により、「一般コース」、「累積投資コース」 2つのコースがあります。「累積投資コース」 を選択した投資者が分配金を再投資する場合および確定拠出年金制度において購入の申込を行う場合は、無手数料とします。

(2)【換金(解約)手数料】

- 換金手数料
 ありません。
- ② 信託財産留保額 ありません。

(3)【信託報酬等】

① 信託報酬の総額

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対して年1.771%(税抜1.61%)以内の率を乗じて得た額とします。

信託報酬に係る委託会社、販売会社、受託会社の間の配分および当該報酬を対価とする役務の内容は次の通りとします。

	信託報酬の	配分	役務の内容
委託会社	年0.858%(税払	₹0. 78%)	ファンドの運用、基準価額の計算、運用報告書等 各種書類の作成等
販売会社	年0.825%(税抜0.75%)		運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等
	純資産総額が350億円 以下の部分	年0.088% (税抜0.08%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等
巫北众弘	350億円超1,000億円 以下の部分	年0.077% (税抜0.07%)	
受託会社	1,000億円超1,350億円 以下の部分	年0.066% (税抜0.06%)	
	1,350億円超の部分	年0.055% (税抜0.05%)	

[※] 委託会社への報酬には、投資顧問会社への報酬額が含まれます。

② 信託報酬の支払時期と支払方法等

信託報酬は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支弁されます。信託報酬の販売会 社への配分は、ファンドから委託会社に支弁された後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の 報酬は、ファンドから受託会社に対して支弁されます。

(4) 【その他の手数料等】

- ① 信託財産において換金代金の支払資金に不足が生じるときまたは再投資にかかる収益分配金の支払資金に不足が 生じるときに資金借入れの指図を行った場合はその都度、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- ② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、投資者の負担とし、その都度、信託財産中から支弁します。
- ③ ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料 (消費税等相当額を含みます。)、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用*は、その都度、信託財産中より支弁します。 *海外における保管銀行等に支払う有価証券の保管および資金の送金・資産の移転等に要する費用
- ④ 信託財産の財務諸表の監査および運用報告書・目論見書等の作成・交付等に要する費用は、委託会社の負担とします。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

日本の居住者(法人を含む。)である投資者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

- ① 個別元本方式について
 - a. 追加型株式投資信託について、投資者毎の信託時の受益権の価額等(購入時手数料は含まれません。)が当該 投資者の元本(「個別元本」といいます。)にあたります。
 - b. 投資者が同一ファンドの受益権を複数回購入した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行うつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
 - c. 同一ファンドを複数の販売会社で購入する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを購入する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。
 - d. 投資者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。(「元本払戻金(特別分配金)」については、下記「③収益分配金の課税について」を参照。)
- ② 換金時および償還時の課税について
 - a. 個人の投資者の場合

換金時および償還時の差益(譲渡益)が課税対象となります。

b. 法人の投資者の場合

換金時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

③ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(投資者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

投資者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

なお、投資者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払 戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

④ 個人、法人の課税の取扱いについて

- a. 個人の投資者に対する課税
 - (a) 収益分配金の課税について

支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%(所得税15.315%、地方税5%)の税率による源泉徴収が行われます。原則として、申告は不要です。

また、確定申告を行うことにより総合課税(配当控除なし)と申告分離課税(20.315%(所得税15.315%、地方税5%))のいずれかを選択することができます。

(b) 換金時および償還時の差益の課税について

換金時および償還時の差益(換金価額および償還価額から購入費用(購入時手数料および当該購入時手数料 にかかる消費税等相当額を含みます。)を控除した利益)は、譲渡益として課税対象(譲渡所得等)となり、 20.315%(所得税15.315%、地方税5%)の税率による申告分離課税が適用されます。原則として確定申告が 必要ですが、特定口座(源泉徴収口座)の利用が可能な場合があります。

換金時および償還時に損失(譲渡損)が生じた場合には、確定申告することで、他の株式等の譲渡益、上場株式等の配当所得および特定公社債等の利子所得の金額(申告分離課税を選択したものに限ります。)との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。

また、換金時および償還時の差益(譲渡益)については、他の株式等の譲渡損と損益を相殺することができます。

※ 少額投資非課税制度「愛称: NISA (ニーサ)」がご利用になれます。

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度です。

NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となり、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

b. 法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(所得税15.315%、地方税の源泉徴収はありません。)の税率による源泉徴収が行われます。なお、当ファンドについては、法人税の課税対象となりますが、益金不算入制度の適用はありません。

- ※ 外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります
- ※ 上記は2023年10月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

以下の運用状況は2023年10月末現在のものです。 「ブラックロック・USベーシック・バリュー・オープン」

(1) 【投資状況】

資産の種類		金額(円)	投資比率(%)	
親投資信託受益証券		23, 385, 270, 517	100.05	
	内 日本	23, 385, 270, 517	100.05	
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		△12, 654, 145	△0.05	
純資産総額		23, 372, 616, 372	100.00	

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

順位	銘柄	国/地域	種類	数量(口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
1	U S ベーシック・バリュ ー・オープン・マザーファ ンド	日本	親投資信託 受益証券	3, 852, 280, 787	6. 2194	23, 959, 176, 039	6. 0705	23, 385, 270, 517	100.05

⁽注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100. 05

⁽注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

② 【投資不動産物件】 該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】 該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

2023年10月末現在、同日前1年以内における各月末および直近20計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(円)		1口当たりの純	資産額(円)
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第32期(2014年4月21日)	11, 191, 314, 973	(同左)	1. 4840	(同左)
第33期(2014年10月20日)	10, 320, 968, 424	(同左)	1. 5311	(同左)
第34期(2015年4月20日)	13, 761, 177, 587	(同左)	1. 9063	(同左)
第35期(2015年10月20日)	11, 909, 787, 720	(同左)	1. 7679	(同左)
第36期(2016年4月20日)	11, 365, 183, 935	(同左)	1. 6427	(同左)
第37期(2016年10月20日)	10, 795, 979, 394	(同左)	1. 6344	(同左)
第38期(2017年4月20日)	18, 532, 347, 455	(同左)	1. 7783	(同左)
第39期(2017年10月20日)	17, 654, 690, 916	(同左)	1. 9266	(同左)
第40期(2018年4月20日)	13, 078, 465, 038	(同左)	1. 9153	(同左)
第41期(2018年10月22日)	12, 646, 456, 587	(同左)	2. 0669	(同左)
第42期(2019年4月22日)	11, 664, 707, 493	(同左)	2. 0651	(同左)
第43期(2019年10月21日)	10, 286, 621, 926	(同左)	1. 9978	(同左)
第44期(2020年4月20日)	8, 562, 564, 250	(同左)	1. 6674	(同左)
第45期(2020年10月20日)	8, 193, 863, 944	(同左)	1. 8272	(同左)
第46期(2021年4月20日)	16, 556, 094, 763	(同左)	2. 5631	(同左)
第47期(2021年10月20日)	37, 576, 084, 719	(同左)	2. 7894	(同左)
第48期(2022年4月20日)	40, 472, 001, 848	(同左)	3. 2749	(同左)
第49期(2022年10月20日)	33, 388, 885, 496	(同左)	3. 2073	(同左)
第50期(2023年4月20日)	28, 905, 963, 994	(同左)	3. 2544	(同左)
第51期(2023年10月20日)	24, 184, 648, 563	(同左)	3. 5106	(同左)
2022年10月末現在	34, 751, 235, 271	_	3. 3545	_
2022年11月末現在	32, 872, 466, 883	_	3. 2517	_
2022年12月末現在	30, 063, 708, 489	_	3. 0416	_
2023年1月末現在	31, 080, 881, 592	_	3. 1751	_
2023年2月末現在	30, 853, 594, 730	_	3. 2708	_
2023年3月末現在	28, 341, 082, 102	_	3. 0993	_
2023年4月末現在	27, 842, 994, 834	_	3. 2212	_
2023年5月末現在	26, 768, 916, 526	_	3. 2575	_
2023年6月末現在	27, 018, 848, 989		3. 5745	
2023年7月末現在	26, 268, 286, 303	_	3. 6248	_
2023年8月末現在	25, 654, 737, 911	_	3. 6037	_
2023年9月末現在	24, 788, 003, 923	_	3. 5781	_
2023年10月末現在	23, 372, 616, 372		3. 4247	

② 【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
第32期	_
第33期	_
第34期	_
第35期	_
第36期	_
第37期	_
第38期	_
第39期	_
第40期	_
第41期	
第42期	_
第43期	_
第44期	_
第45期	_
第46期	
第47期	_
第48期	_
第49期	_
第50期	_
第51期	_

③ 【収益率の推移】

	収益率(%)
第32期	12.0
第33期	3. 2
第34期	24. 5
第35期	△7.3
第36期	△7.1
第37期	△0.5
第38期	8.8
第39期	8.3
第40期	△0.6
第41期	7. 9
第42期	△0.1
第43期	△3.3
第44期	△16. 5
第45期	9. 6
第46期	40. 3
第47期	8.8
第48期	17. 4
第49期	△2. 1
第50期	1. 5
第51期	7.9

⁽注) 収益率とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。 以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第32期	3, 700, 152, 083	4, 329, 886, 236	7, 541, 199, 351
第33期	1, 847, 440, 762	2, 647, 550, 356	6, 741, 089, 757
第34期	3, 519, 967, 204	3, 042, 243, 357	7, 218, 813, 604
第35期	1, 111, 646, 622	1, 593, 789, 551	6, 736, 670, 675
第36期	1, 150, 144, 843	968, 019, 710	6, 918, 795, 808
第37期	427, 980, 759	741, 462, 062	6, 605, 314, 505
第38期	5, 872, 533, 577	2, 056, 519, 308	10, 421, 328, 774
第39期	589, 533, 820	1, 847, 121, 555	9, 163, 741, 039
第40期	547, 541, 661	2, 882, 867, 674	6, 828, 415, 026
第41期	675, 632, 661	1, 385, 632, 013	6, 118, 415, 674
第42期	427, 036, 222	897, 057, 336	5, 648, 394, 560
第43期	290, 062, 767	789, 597, 399	5, 148, 859, 928
第44期	614, 408, 155	627, 872, 319	5, 135, 395, 764
第45期	557, 211, 926	1, 208, 292, 847	4, 484, 314, 843
第46期	3, 038, 702, 064	1, 063, 717, 492	6, 459, 299, 415
第47期	8, 424, 513, 833	1, 412, 606, 017	13, 471, 207, 231
第48期	3, 143, 100, 752	4, 255, 955, 682	12, 358, 352, 301
第49期	1, 688, 659, 242	3, 636, 772, 108	10, 410, 239, 435
第50期	448, 042, 702	1, 976, 260, 303	8, 882, 021, 834
第51期	251, 449, 086	2, 244, 457, 694	6, 889, 013, 226

(参考情報)

「USベーシック・バリュー・オープン・マザーファンド」

(1) 投資状況

資産(の種類	金額(円)	投資比率(%)	
株式		23, 060, 311, 549	98. 61	
	内 アメリカ	17, 561, 000, 863	75. 09	
	内 イギリス	2, 353, 671, 658	10.06	
	内カナダ	717, 723, 232	3.07	
	内 アイルランド	715, 868, 216	3.06	
	内 日本	573, 410, 283	2.45	
	内 フランス	369, 717, 693	1. 58	
	内 ケイマン諸島	343, 535, 134	1. 47	
	内ドイツ	280, 377, 897	1. 20	
	内 オランダ	145, 006, 573	0.62	
投資信託受益証券		239, 502, 142	1.02	
	内 アメリカ	239, 502, 142	1.02	
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		85, 378, 905	0. 37	
純資産総額		23, 385, 192, 596	100.00	

⁽注) 当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

(2) 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄	国/地域	種類	業種	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	アメリカ	株式	ソフトウェア・ サービス	75, 330	9, 783. 93	737, 023, 778	9, 531. 26	717, 990, 004	3. 07
2	BP PLC-SPONS ADR	イギリス	株式	エネルギー	123, 037	6, 029. 73	741, 880, 911	5, 733. 70	705, 458, 292	3.02
3	CITIGROUP INC	アメリカ	株式	銀行	120, 747	5, 989. 37	723, 198, 531	5, 820. 42	702, 798, 772	3.01
4	WELLS FARGO & COMPANY	アメリカ	株式	銀行	116, 144	6, 156. 82	715, 077, 911	5, 895. 17	684, 689, 704	2. 93
5	CARDINAL HEALTH INC	アメリカ	株式	ヘルスケア機器・ サービス	48, 477	13, 873. 03	672, 523, 015	13, 611. 39	659, 839, 372	2. 82
6	THE CIGNA GROUP	アメリカ	株式	ヘルスケア機器・ サービス	14, 391	46, 373. 51	667, 361, 278	45, 633. 44	656, 710, 866	2. 81
7	SHELL PLC-ADR	イギリス	株式	エネルギー	63, 186	10, 181. 63	643, 336, 536	9, 881.11	624, 348, 189	2. 67
8	LEIDOS HOLDINGS INC	アメリカ	株式	商業・専門サービス	44, 340	13, 965. 72	619, 240, 428	13, 723. 52	608, 501, 005	2.60
9	KRAFT HEINZ CO/THE	アメリカ	株式	食品・飲料・タバコ	125, 089	4, 702. 08	588, 179, 673	4, 727. 50	591, 359, 023	2.53
10	AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	アメリカ	株式	保険	63, 904	9, 145. 52	584, 435, 738	9, 120. 10	582, 811, 509	2. 49
11	FIRST CITIZENS BCSHS -CL A	アメリカ	株式	銀行	2,800	202, 701. 17	567, 563, 283	207, 637. 99	581, 386, 380	2. 49
12	L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	アメリカ	株式	資本財	20, 603	26, 597. 82	547, 995, 070	26, 068. 56	537, 090, 615	2.30
13	LABORATORY CORP OF AMER HLDGS	アメリカ	株式	ヘルスケア機器・ サービス	16, 484	29, 816. 77	491, 499, 789	29, 626. 90	488, 369, 845	2. 09
14	COMCAST CORP-CL A	アメリカ	株式	メディア・娯楽	78, 795	6, 439. 39	507, 392, 184	6, 047. 67	476, 526, 906	2.04
15	FIDELITY NATIONAL INFO SERV	アメリカ	株式	金融サービス	63, 390	7, 687. 80	487, 329, 908	7, 237. 77	458, 802, 817	1. 96
16	ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	アメリカ	株式	ヘルスケア機器・ サービス	29, 424	15, 670. 14	461, 078, 290	15, 460. 82	454, 919, 435	1. 95
17	SEALED AIR CORP	アメリカ	株式	素材	95, 819	4, 340. 27	415, 880, 838	4, 708. 06	451, 122, 549	1. 93
18	SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	アメリカ	株式	商業・専門サービス	60, 030	7, 592. 11	455, 754, 831	7, 478. 49	448, 933, 766	1.92
19	BAXTER INTERNATIONAL INC	アメリカ	株式	ヘルスケア機器・ サービス	93, 241	4, 875. 52	454, 598, 462	4, 790. 30	446, 652, 399	1. 91
20	WESTERN DIGITAL CORP	アメリカ	株式	テクノロジー・ハー ドウェアおよび機器	70, 172	6, 437. 90	451, 760, 360	6, 249. 51	438, 541, 177	1. 88
21	MEDTRONIC PLC	アイル ランド	株式	ヘルスケア機器・ サービス	40, 617	10, 817. 04	439, 356, 058	10, 461. 21	424, 903, 157	1.82
22	BRITISH AMERICAN TOB-SP ADR	イギリス	株式	食品・飲料・タバコ	94, 528	4, 488. 29	424, 269, 096	4, 461. 37	421, 725, 177	1.80
23	FIDELITY NATIONAL FINANCIAL	アメリカ	株式	保険	70, 455	5, 742. 67	404, 600, 455	5, 842. 85	411, 658, 053	1. 76
24	RTX CORP	アメリカ	株式	資本財	31, 570	11, 047. 29	348, 763, 068	11, 747. 00	370, 852, 812	1. 59
25	SANOFI-ADR	フランス	株式	医薬品・ バイオテクノロジー ・ライフサイエンス	55, 124	7, 820. 12	431, 076, 325	6, 707. 01	369, 717, 693	1.58
26	RALPH LAUREN CORP	アメリカ	株式	耐久消費財・ アパレル	21, 960	17, 500. 14	384, 303, 195	16, 754. 09	367, 919, 829	1. 57
27	GILDAN ACTIVEWEAR INC	カナダ	株式	耐久消費財・ アパレル	86, 111	4, 341. 77	373, 874, 190	4, 198. 24	361, 514, 713	1. 55
28	SONY GROUP CORP - SP ADR	日本	株式	耐久消費財・ アパレル	29, 580	12, 534. 91	370, 782, 886	12, 220. 94	361, 495, 624	1. 55
29	UNILEVER PLC -NY SHARES	イギリス	株式	家庭用品・ パーソナル用品	51, 228	7, 234. 78	370, 623, 765	7, 020. 98	359, 671, 255	1. 54
30	ALPHABET INC-CL A	アメリカ	株式	メディア・娯楽	19, 286	20, 595. 00	397, 195, 218	18, 608. 01	358, 874, 169	1. 53

⁽注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

種類別及び業種別投資比率

	種類	投資比率(%)		
株式		98. 61		
	業種			
	耐久消費財・アパレル	5. 57		
	生活必需品流通・小売り	1.83		
	銀行	10.74		
	保険	6. 02		
	エネルギー	8. 61		
	素材	2.84		
	資本財	4. 47		
	商業・専門サービス	5. 70		
	運輸	0. 57		
	自動車・自動車部品	1.96		
	メディア・娯楽	5. 43		
	一般消費財・サービス流通・小売り	2.85		
	食品・飲料・タバコ	5. 35		
	家庭用品・パーソナル用品	1. 54		
	ヘルスケア機器・サービス	15. 91		
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	3. 29		
	金融サービス	4.63		
	ソフトウェア・サービス	3. 07		
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2. 50		
	電気通信サービス	2. 53		
	公益事業	3. 21		
投資信託	受益証券	1. 02		
合計		99. 63		

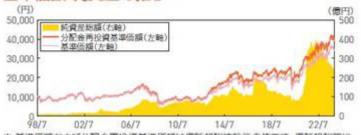
⁽注)投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

② 投資不動産物件 該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの 該当事項はありません。

運用実績 2023年10月末現在

基準価額・純資産の推移



- ※ 基準価額および分配金再投資基準価額は個託報酬控除後の値です。個託報酬等に
- ついては、後述の「ファントの費用」をご覧ください。 ※ 分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものとして算出しています。

分配の推移

設定来累計		1,700円
第47期 2021年10月		0円
第48期 2022年4月		0円
第49期 2022年10月		0円
第50期	2023年4月	0円
第51期	2023年10月	0円

※ 分配金は税引前、1万口当たり

主要な資産の状況

組入上位10銘柄(%)

	銘柄名	業種	圖名	比率
1	COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	ソフトウェア・サービス	アメリカ	3.1
2	BP PLC-SPONS ADR	エネルギー	イギリス	3.0
3	CITIGROUP INC	銀行	アメリカ	3.0
4	WELLS FARGO & COMPANY	銀行	アメリカ	2.9
5	CARDINAL HEALTH INC	ヘルスケア機器・サービス	アメリカ	2.8
6	THE CIGNA GROUP	ヘルスケア機器・サービス	アメリカ	2.8
7	SHELL PLC-ADR	エネルギー	イギリス	2.7
.8	LEIDOS HOLDINGS INC	商業・専門サービス	アメリカ	2.6
9	KRAFT HEINZ CO/THE	食品・飲料・タバコ	アメリカ	2.5
10	AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	保険	アメリカ	2.5

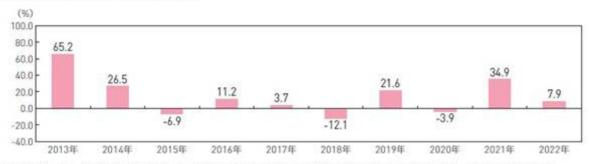
組入上位10業種(%)

		比率
1	ヘルスケア機器・サービス	15.9
2	銀行	10.7
3	エネルギー	8.6
4	保険	6.0
5	商業・専門サービス	5.7
6	耐久消費財・アバレル	5.6
7	メディア・娯楽	5.4
8	食品・飲料・タバコ	5.4
9	金融サービス	4.6
10	資本財	4.5

※当ファンドのマザーファンドの運用状況です。比率はマザーファンドの純資産総額に対する割合です。

年間収益率の推移

- ※ ファンドの収益率は、決算時の分配金を非課税で再投資したものとして算出しています。
 ※ 直近10年間の年間収益率の推移です。
 ※ 当ファンドにはベンチマークはありません。



- ※ 運用実績・データ等は作成日現在および過去のものであり、今後の運用成果を保証するものではありません。
- ※ ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページにて開示しております。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

(1) 購入方法

受益権の投資者は、販売会社との間で有価証券の取引に関する契約を締結します。販売会社は有価証券の取引にかかわる約款を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申込む旨の申込書を提出します。

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と分配金が税引き後無手数料で再投資 される「累積投資コース」の2つの購入方法があります。分配金の受取方法は途中で変更することはできません。

「累積投資コース」を選択する投資者は、当該販売会社との間で「累積投資約款*」にしたがって契約を締結します。 * 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または

規定を使用することがあり、この場合、当該契約を別の名称に読み替えるものとします。

取扱いを行うコースは各販売会社により異なりますので、詳細は販売会社までお問い合わせください。

投資者は販売会社に、購入と同時にまたは予め当該投資者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該投資者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該購入の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該投資者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

なお、確定拠出年金制度において購入を行う場合は、その規定に従うものとします。

(2) 申込期間

当ファンドの購入は、申込期間における販売会社の各営業日に、販売会社の本・支店、営業所等でお受けしています。なお、申込期間は、有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(3) 受付時間

購入の受付は、申込期間中の午後3時までに受付けたものを当日のお申込みとします。受付時間を過ぎてのお申込みは翌営業日のお取扱いとします。ただし、受付時間は販売会社によって異なることがあります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

※ 確定拠出年金制度において購入の申込を行う場合には前記と異なる取扱いをしている場合があります。詳細は 販売会社にご確認ください。

販売会社につきましては、下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号: 03-6703-4300 (受付時間 営業日の9:00~17:00)

ホームページアドレス: www. blackrock. com/jp/

(4) 購入不可日

ニューヨーク証券取引所の休場日に該当する場合には、販売会社の営業日であっても購入は受付けません。詳細は 販売会社にお問い合わせください。

(5) 購入単位

- ・一般コース : 1万円以上1円単位または1万口以上1口単位
- ・累積投資コース:1万円以上1円単位または10万円以上1円単位

「累積投資コース」を選択した投資者が収益分配金を再投資する場合は1円単位とします。

なお、販売会社によって上記と異なる購入単位を別に定める場合があります。また、取扱いを行うコースは、各販売会社により異なります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

- ※ 販売会社が定時定額購入サービス等(当該サービスの名称は、販売会社によって異なることがあり、この場合、 当該別の名称に読み替えるものとします。)を取扱う場合、当該販売会社が別に定める購入単位となる場合が あります。定時定額購入サービス等の取扱いの有無は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社に ご確認ください。
- ※ 確定拠出年金制度において購入の申込を行う場合は1円単位の購入も可能とします。

(6) 購入価額

受益権の購入価額は、購入受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、購入価額には購入時手数料は含まれておりません。

(7) 購入時手数料

① 購入時手数料は、購入受付日の翌営業日の基準価額に3.30%(税抜3.00%)を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳細は販売会社にお問い合わせください。

なお、購入時手数料には消費税等相当額が含まれています。

② 分配金の受取方法により、「一般コース」、「累積投資コース」 2つのコースがあります。「累積投資コース」 を選択した投資者が分配金を再投資する場合および確定拠出年金制度において購入の申込を行う場合は、無手数料 とします。

(8) 購入の受付の中止、既に受付けた購入の受付の取消

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の購入の受付を中止することおよび既に受付けた購入の受付を取り消すことがあります。

(9) 購入代金のお支払い

投資者は、販売会社が定める日までに購入代金 (購入受付日の翌営業日の基準価額に購入口数を乗じた金額に、購入時手数料を加算した金額をいいます。) を販売会社に支払うものとします。

2【換金(解約)手続等】

(1) 換金の申込と受付

投資者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に1口以上1口単位または1円以上1円単位をもって換金の申込をすることができます。なお、販売会社によって上記と異なる換金単位を別に定める場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

投資者が換金の申込をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

換金の申込の受付は、午後3時までとなっております。ただし、受付時間は販売会社によって異なることがあります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

※ 確定拠出年金制度に基づく投資者が換金を行う場合は1円単位の申込も可能とします。

(2) 換金不可日

ニューヨーク証券取引所の休場日に該当する場合には、販売会社の営業日であっても換金は受付けません。詳細は 販売会社にお問い合わせください。

(3) 換金価額

換金価額は、換金受付日の翌営業日の基準価額とします。なお手取額は、換金受付日の翌営業日の基準価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。ただし、確定拠出年金制度に基づく投資者が換金申込を行った場合を除きます。

当ファンドの換金価額等につきましては販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができます。 ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号: 03-6703-4300 (受付時間 営業日の9:00~17:00)

(4) 換金申込の制限

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込には制限があります。

(5) 換金代金の支払い

換金代金は原則として換金受付日から起算して5営業日目から販売会社においてお支払いします。

(6) 換金の申込の受付中止および取消

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金の申込の受付を中止することおよび既に受付けた換金の申込の受付を取り消すことができます。 換金の申込の受付が中止された場合には、投資者は当該受付中止以前に行った当日の換金の申込を撤回できます。ただし、投資者がその換金の申込を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金の申込を受付けたものとします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

当ファンドにおいて基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額(1万口当り)は委託会社の営業日に毎日算出されます。投資者は、販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができます。

また、日々の基準価額(1万口当り)は翌日の日本経済新聞に掲載されております。ファンド名は「米バリュ」と 省略されて記載されております。

マザーファンドの受益証券:原則として計算日の基準価額で評価するものとします。

(参考)マザーファンドの主たる投資対象の評価方法

外国株式:原則として、海外取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価するものとします。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号: 03-6703-4300 (受付時間 営業日の9:00~17:00)

ホームページアドレス: www. blackrock. com/jp/

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

この信託の期間は、無期限とします。

(4)【計算期間】

計算期間は毎年4月21日から10月20日および10月21日から翌年4月20日までとすることを原則とします。各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは該当日の翌営業日を計算期間の終了日とし、その翌日より次の期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

- ① ファンドの償還条件等
 - a. 委託会社は、このファンドを償還することが投資者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、このファンドを償還させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、償還しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - b. 委託会社は、換金により、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、このファンドを償還させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、償還しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - c. a. およびb. の場合において、委託会社は、この事項について、あらかじめ償還しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる投資者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての投資者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

- d. c. の公告および書面には、投資者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- e. d. の一定の期間内に異議を述べた投資者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、a. およびb. のファンドの償還を行いません。
- f. 委託会社は、このファンドの償還をしないこととしたときは、償還しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる投資者に対して交付します。ただし、全ての投資者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- g. d. ~ f. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、d. の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- h. 委託会社は、監督官庁よりこのファンドの償還の命令を受けたときはその命令に従い、ファンドを償還させます。
- i. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこのファンドを償還させます。
- j. i. にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、「② 信託約款の変更 d.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- k. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または投資者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「②信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこのファンドを償還させます。

② 信託約款の変更

- a. 委託会社は、投資者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる投資者に対して交付します。 ただし、この信託約款に係る全ての投資者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c. b. の公告および書面には、投資者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. c. の一定の期間内に異議を述べた投資者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託 約款の変更を行いません。

- e. 委託会社は、この信託約款の変更を行わないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる投資者に対して交付します。ただし、全ての投資者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは a. \sim e. の規定にしたがいます。

③ 信託事務の委託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信 託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務 を行います。

④ 運用報告書の作成

毎決算時および償還時に、委託会社が期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「交付運用報告書」を作成し、購入いただいた販売会社からあらかじめお申し出いただいた方法にて知れている受益者にお届けいたします。

⑤ 関係法人との契約の更改等に関する手続

- a. 「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」の期間は1年とし、委託会社、販売会社いずれからも別段の 意思表示のないときは、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様です。
- b. 「信託財産の運用指図権限委託契約」の期間は1年とし、委託会社又は投資顧問会社から書面による契約終了の申出がない限り、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様です。

⑥ 公告

委託会社が投資者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

4 【受益者の権利等】

当ファンドの受益者(投資者)の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金受領権

投資者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

<一般コース>

収益分配金は、原則として、当ファンドの毎計算期間終了日から起算して5営業日以内に毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において換金が行われた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。)にお支払いを開始します。

投資者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受 託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

<累積投資コース>

「累積投資契約」に基づいて収益分配金を再投資する投資者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座 等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。この場 合、販売会社は、投資者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより 増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金受領権

投資者は、委託会社の決定した償還金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日から起算して5営業日以内)に償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者(償還日以前において換金が行われた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。)にお支払いを開始します。なお、当該投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

償還金の支払いは、販売会社において行います。

投資者が、償還金について支払開始日から10年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託 会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

(3) 受益権の換金請求権

投資者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に換金を請求する権利を有します。

換金代金は原則として換金受付目から起算して、原則として5営業日目から投資者に支払います。

換金の請求を行う投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該投資者の請求に係るこの換金を委託会社が行うのと引き換えに、当該換金に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

(4) 反対者の買取請求権

ファンドの償還または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた投資者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(5) 帳簿書類の閲覧又は謄写の請求権

投資者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)及び同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第51期計算期間(2023年4月21日から2023年10月20日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。
 - なお、従来、当ファンドが監査証明を受けている PwCあらた有限責任監査法人は、2023年12月1日付で PwC京都監査法人と合併、名称を変更 LPwC Japan有限責任監査法人となりました。
- (3) 当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っておりますので、参考情報として「USベーシック・バリュー・オープン・マザーファンド」の貸借対照表、注記表及び附属明細表を記載しております。 なお、当該参考情報は監査意見の対象外となっております。

独立監査人の監査報告書

2023年12月22日

ブラックロック・ジャパン株式会社 取 締 役 会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 鶴田 光夫

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 奈良 将太朗

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロック・USベーシック・バリュー・オープンの2023年4月21日から2023年10月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック・USベーシック・バリュー・オープンの2023年10月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む)に含まれる情報のうち、財務 諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監 査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付け る。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚 起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見 を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の 事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1【財務諸表】

【ブラックロック・USベーシック・バリュー・オープン】

(1)【貸借対照表】

		(単位:円)
	第50期 (2023年4月20日現在)	第51期 (2023年10月20日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	29, 178, 373, 149	24, 417, 479, 448
未収入金	129, 287, 157	48, 142, 500
流動資産合計	29, 307, 660, 306	24, 465, 621, 948
資産合計	29, 307, 660, 306	24, 465, 621, 948
負債の部		
流動負債		
未払解約金	129, 287, 157	48, 142, 500
未払受託者報酬	13, 535, 816	11, 569, 198
未払委託者報酬	258, 873, 339	221, 261, 687
流動負債合計	401, 696, 312	280, 973, 385
負債合計	401, 696, 312	280, 973, 385
純資産の部		
元本等		
元本	8, 882, 021, 834	6, 889, 013, 226
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	20, 023, 942, 160	17, 295, 635, 337
(分配準備積立金)	5, 870, 753, 575	6, 015, 715, 796
元本等合計	28, 905, 963, 994	24, 184, 648, 563
純資産合計	28, 905, 963, 994	24, 184, 648, 563
負債純資産合計	29, 307, 660, 306	24, 465, 621, 948

(2) 【損益及び剰余金計算書】

		(単位:円)
	第50期 (自 2022年10月21日 至 2023年4月20日)	第51期 (自 2023年4月21日 至 2023年10月20日)
営業収益		
有価証券売買等損益	687, 921, 619	2, 319, 578, 334
営業収益合計	687, 921, 619	2, 319, 578, 334
営業費用		
受託者報酬	13, 535, 816	11, 569, 198
委託者報酬	258, 873, 339	221, 261, 687
営業費用合計	272, 409, 155	232, 830, 885
営業利益又は営業損失 (△)	415, 512, 464	2, 086, 747, 449
経常利益又は経常損失(△)	415, 512, 464	2, 086, 747, 449
当期純利益又は当期純損失 (△)	415, 512, 464	2, 086, 747, 449
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	△17, 656, 607	380, 947, 335
期首剰余金又は期首欠損金(△)	22, 978, 646, 061	20, 023, 942, 160
剰余金増加額又は欠損金減少額	974, 194, 684	629, 772, 703
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額	974, 194, 684	629, 772, 703
剰余金減少額又は欠損金増加額	4, 362, 067, 656	5, 063, 879, 640
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額	4, 362, 067, 656	5, 063, 879, 640
分配金	_	_
期末剰余金又は期末欠損金(△)	20, 023, 942, 160	17, 295, 635, 337

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

- 1 有価証券の評価基準及び評価方法 親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。
- 2 収益及び費用の計上基準 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目 第50期 (2023年4月20日現在)		第51期 (2023年10月20日現在)	
1	当該計算期間の末日にお ける受益権総数	8, 882, 021, 834 🗆	6, 889, 013, 226 □
2	1口当たり純資産額	3. 2544円	3.5106円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第50期 (自 2022年10月21日 至 2023年4月20日)	第51期 (自 2023年4月21日 至 2023年10月20日)
1 資産運用の権限を再委託 する場合の当該委託費用	65, 987, 277円	56, 554, 508円
2 分配金の計算過程	当計算期末における、費用控除後の配当等収益(172,326,266円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(0円)、収益調整金(その他収益調整金)(16,333,500,260円)、分配準備積立金(5,698,427,309円)により、分配対象収益は22,204,253,835円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。	当計算期末における、費用控除後の配 当等収益(270,692,024円)、費用控 除及び繰越欠損金補填後の有価証券売 買等損益(1,342,749,166円)、収益調 整金(有価証券売買等損益相当額)(0 円)、収益調整金(その他収益調整 金)(12,821,397,472円)、分配準備 積立金(4,402,274,606円)により、分 配対象収益は18,837,113,268円となり ましたが、委託会社が基準価額水準・ 市況動向等を勘案し、当期は分配を見 合わせました。

(金融商品に関する注記)

- I 金融商品の状況に関する事項
- 1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は親投資信託受益証券であります。

当ファンドの主な投資リスクとして、「株価変動のリスク」、「為替変動リスク」、「中小型株式投資のリスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

3 金融商品に係るリスク管理体制

(1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署 等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプ ライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

(2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

(3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc. のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc. のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

	第50期 (2023年 4 月20日現在)		第51期 (2023年10月20日現在)
1	貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価 で評価しているため、貸借対照表計上額と時価と の差額はありません。	1	貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2	時価の算定方法 (1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に 記載しております。	2	時価の算定方法 (1) 有価証券 同左
	(2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は 帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額 によっております。		(2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務同左
3	金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件 等を採用しているため、異なる前提条件等によっ た場合、当該価額が異なることもあります。	3	金融商品の時価等に関する事項の補足説明同左
4	金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であ ります。	4	金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 同左

Ⅲ 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則(令和3年9月24日改正内閣府令第61号)第2条第5項に従い、記載を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 期中元本変動額

項目 第50期 (2023年 4 月20日現在)		第51期 (2023年10月20日現在)
期首元本額	10, 410, 239, 435円	8, 882, 021, 834円
期中追加設定元本額	448, 042, 702円	251, 449, 086円
期中一部解約元本額	1, 976, 260, 303円	2, 244, 457, 694円

2 有価証券関係

第50期(2023年4月20日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	676, 021, 955
合計	676, 021, 955

第51期(2023年10月20日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	1, 916, 464, 288
合計	1, 916, 464, 288

3 デリバティブ取引関係 該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	USベーシック・バリュー・オープ ン・マザーファンド	3, 925, 955, 374	24, 417, 479, 448	
親投資信託受益証券	合計	3, 925, 955, 374	24, 417, 479, 448	
合計		3, 925, 955, 374	24, 417, 479, 448	

⁽注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 該当事項はありません。

(参考情報)

当ファンドは、「USベーシック・バリュー・オープン・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。同マザーファンドの2023年10月20日現在(以下「計算日」という)の状況は次の通りであります。

なお、以下に記載した情報は監査意見の対象外であります。

「USベーシック・バリュー・オープン・マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

75 1	(2023年10月20日現在)		
項目	金額(円)		
資産の部			
流動資産			
預金	230, 053, 469		
金銭信託	24, 811, 264		
株式	23, 771, 119, 134		
投資信託受益証券	248, 733, 564		
未収入金	165, 710, 650		
未収配当金	25, 360, 137		
流動資産合計	24, 465, 788, 218		
資産合計	24, 465, 788, 218		
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定	188, 410		
未払解約金	48, 142, 500		
流動負債合計	48, 330, 910		
負債合計	48, 330, 910		
純資産の部			
元本等			
元本	3, 925, 955, 374		
剰余金			
剰余金又は欠損金 (△)	20, 491, 501, 934		
元本等合計	24, 417, 457, 308		
純資産合計	24, 417, 457, 308		
負債純資産合計	24, 465, 788, 218		

⁽注)親投資信託の計算期間は、原則として、毎年10月21日から翌年10月20日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

株式及び投資信託受益証券は移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠 実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認 めた価額で評価しております。

2 デリバティブの評価基準及び評価方法

為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

3 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算して おります。

4 その他財務諸表作成のための基礎となる事項

外貨建資産等の会計処理

外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条の規定に基づき、通 貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規 則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

本報告書における開示対象ファンドの当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本報告書における開示対象ファンドの当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2023年10月20日現在)
1 当該計算日における受益権 総数	3, 925, 955, 374 □
2 1口当たり純資産額	6. 2195円

(金融商品に関する注記)

- I 金融商品の状況に関する事項
- 1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は株式及び投資信託受益証券であります。

当ファンドの主な投資リスクとして、「株価変動のリスク」、「為替変動リスク」、「中小型株式投資のリスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。為替予約取引は、外貨建有価証券の売買の決済等に伴い必要となる外貨の売買の為に、その受渡日までの数日間の為替予約を利用しております。なお、当ファンドは外貨建資産の為替変動リスクの低減を目的としており、投機を目的とする為替予約は行わない方針であります。為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。

3 金融商品に係るリスク管理体制

(1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

(2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

(3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc. のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc. のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

(2023年10月20日現在)

1 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2 時価の算定方法

(1) 有価証券

「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。

(2) デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(その他の注記)」の「3 デリバティブ取引関係」に記載しております。

(3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

4 金銭債権の計算日後の償還予定額

金銭債権はすべて1年以内に償還予定であります。

Ⅲ 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則(令和3年9月24日改正内閣府令第61号)第2条第5項に従い、記載を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 本報告書における開示対象ファンドの当該計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び 計算日における元本の内訳

(2023年10月20日現在)				
同計算期間の期首元本額	5, 105, 130, 461円			
同計算期間中の追加設定元本額	142, 560, 135円			
同計算期間中の一部解約元本額	1, 321, 735, 222円			
同計算期間末日の元本額※	3,925,955,374円			
※当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。 ブラックロック・USベーシック・バリュー・オープン	3, 925, 955, 374円			
合計	3, 925, 955, 374円			

2 有価証券関係

売買目的有価証券

	T
種類 -	(2023年10月20日現在)
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
株式	153, 618, 818
投資信託受益証券	△41, 016, 059
合計	112, 602, 759

⁽注)「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当親投資信託の期首から計算日までの評価差額を 記載しております。

3 デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

通貨関連

		(2023年10月20日現在)				
区分	種類	契約額	等(円)			
			うち1年超 (円)	時価(円)	評価損益(円)	
市場取引以外	為替予約取引					
の取引	売建					
	アメリカドル	284, 423, 736	1	284, 612, 146	△188, 410	
合計		284, 423, 736	_	284, 612, 146	△188, 410	

(注1) 時価の算定方法

為替予約取引

- 1 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
- ① 計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という)の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該 為替予約は当該仲値で評価しております。
- ② 計算日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該 日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている 対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。
- 3 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
- (注2) 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

通 貨	銘 柄	株式数	評句		備考
			単 価	金額	D113
アメリカドル	AT&T INC	62, 150	15. 260	948, 409. 000	
	ALIBABA GROUP HOLDING-SP ADR	27, 797	81.610	2, 268, 513. 170	
	ALPHABET INC-CL A	19, 406	137. 750	2, 673, 176. 500	
	AMAZON. COM INC	9, 227	128. 400	1, 184, 746. 800	
	AMERICAN ELECTRIC POWER	28, 796	74. 420	2, 142, 998. 320	
	AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	64, 284	61. 170	3, 932, 252. 280	
	ELEVANCE HEALTH INC	2, 720	463. 280	1, 260, 121. 600	
	ASTRAZENECA PLC-SPONS ADR	12, 806	64. 420	824, 962. 520	
	BP PLC-SPONS ADR	123, 767	40. 330	4, 991, 523. 110	
	BAXTER INTERNATIONAL INC	93, 801	32. 610	3, 058, 850. 610	
	BAYER AG-SPONSORED ADR	174, 680	11. 120	1, 942, 441. 600	
	BRITISH AMERICAN TOB-SP ADR	95, 088	30. 020	2, 854, 541. 760	
	THE CIGNA GROUP	14, 481	310. 170	4, 491, 571. 770	
	CARDINAL HEALTH INC	48, 767	92. 790	4, 525, 089. 930	
	CARLYLE GROUP INC/THE	85, 591	27. 540	2, 357, 176. 140	
	CHENIERE ENERGY INC	6, 521	175. 540	1, 144, 696. 340	
	CISCO SYSTEMS INC	19, 027	53. 320	1, 014, 519. 640	
	CITIGROUP INC	121, 467	40.060	4, 865, 968. 020	
	CITIZENS FINANCIAL GROUP	57, 709	24. 880	1, 435, 799. 920	
	COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	75, 780	65. 440	4, 959, 043. 200	
	COMCAST CORP-CL A	79, 265	43. 070	3, 413, 943. 550	
	DOLLAR GENERAL CORP	5, 049	115. 510	583, 209. 990	
	DOLLAR TREE INC	20, 713	113. 110	2, 342, 847. 430	
	DUN & BRADSTREET HOLDINGS IN	209, 211	9. 680	2, 025, 162. 480	
	EQUITABLE HOLDINGS INC	20, 451	27. 640	565, 265. 640	
	META PLATFORMS INC	6, 866	312. 810	2, 147, 753. 460	
	FIDELITY NATIONAL INFO SERV	63, 770	51. 420	3, 279, 053. 400	
	FIDELITY NATIONAL FINANCIAL	70, 875	38. 410	2, 722, 308. 750	
	FIRST CITIZENS BCSHS -CL A	2, 820	1, 355. 770	3, 823, 271. 400	
	FORTIVE CORP	14, 212	71. 100	1, 010, 473. 200	
	FORTREA HOLDINGS INC	31, 044	29. 140	904, 622. 160	
	FOX CORP - CLASS A	28, 377	30. 850	875, 430. 450	
	GENERAL MOTORS CO	80, 897	29. 330	2, 372, 709. 010	
	GILDAN ACTIVEWEAR INC	86, 621	29. 040	2, 515, 473. 840	
	HESS CORP	6, 532	166. 080	1, 084, 834. 560	
	HUMANA INC	1, 790	522. 720	935, 668. 800	
	INTL FLAVORS & FRAGRANCES	21, 960	66. 400	1, 458, 144. 000	<u> </u>
	JPMORGAN CHASE & CO	16, 727	145. 290	2, 430, 265. 830	
	KINDER MORGAN INC	54, 526	17. 010	927, 487. 260	<u> </u>
	KONINKLIJKE PHILIPS NVR- NY	52, 426	18. 320	960, 444. 320	
	KRAFT HEINZ CO/THE	125, 839	31. 450	3, 957, 636. 550	
	L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	20, 723	177. 900	3, 686, 621. 700	
	LABORATORY CORP OF AMER HLDGS	16, 584	199. 430	3, 307, 347. 120	
	LEAR CORP	6, 746	130. 370	879, 476. 020	
	LEIDOS HOLDINGS INC	44, 600	93. 410	4, 166, 086. 000	
	MONDELEZ INTERNATIONAL INC-A	24, 323	64. 210	1, 561, 779. 830	
	PANASONIC HOLDINGS CORP -ADR	152, 503	10. 210	1, 557, 055. 630	
	PRUDENTIAL PLC-ADR	39, 222	20.840	817, 386. 480	

字 化	数 拓	+++ - 	評	備考	
通貨	銘 柄	株式数	単 価	金額	加与
	PUBLIC SERVICE ENTERPRISE	14, 239	59. 830	851, 919. 370	
	RALPH LAUREN CORP	22, 090	117. 050	2, 585, 634. 500	
	RTX CORP	31, 760	73. 890	2, 346, 746. 400	
	ROGERS COMMUNICATIONS INC-B	19, 272	37. 900	730, 408. 800	
	ROSS STORES INC	8, 224	116. 260	956, 122. 240	
	SHELL PLC-ADR	63, 566	68. 100	4, 328, 844. 600	
	SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	60, 390	50. 780	3, 066, 604. 200	
	SANOFI-ADR	55, 454	52. 305	2, 900, 521. 470	
	SEALED AIR CORP	96, 389	29. 030	2, 798, 172. 670	
	SEMPRA	29, 130	69. 550	2, 025, 991. 500	
	SONY GROUP CORP - SP ADR	29, 760	83. 840	2, 495, 078. 400	
	SUNCOR ENERGY INC	51, 740	34. 470	1, 783, 477. 800	
	UNILEVER PLC -NY SHARES	51, 538	48. 390	2, 493, 923. 820	
	UNION PACIFIC CORP	4, 381	210. 330	921, 455. 730	
	VERIZON COMMUNICATIONS	66, 780	31. 580	2, 108, 912. 400	
	VISA INC-CLASS A SHARES	5, 478	233. 810	1, 280, 811. 180	
	WELLS FARGO & COMPANY	116, 834	41. 180	4, 811, 224. 120	
	WESTERN DIGITAL CORP	70, 592	43. 060	3, 039, 691. 520	
	ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	29, 604	104. 810	3, 102, 795. 240	
	MEDTRONIC PLC	40, 857	72. 350	2, 956, 003. 950	
	WILLIS TOWERS WATSON PLC	8, 410	207. 360	1, 743, 897. 600	
アメリカドル	小計	3, 325, 025		158, 516, 398. 600	
				(23, 771, 119, 134)	
合計				23, 771, 119, 134	
				(23, 771, 119, 134)	

(2) 株式以外の有価証券

種 類	通 貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	アメリカドル SPDR S&P BIOTECH ETF		24, 723. 000	1, 658, 666. 070	
	アメリカドル 小計		24, 723. 000	1, 658, 666. 070	
				(248, 733, 564)	
投資信託受益証券	合計			248, 733, 564	
				(248, 733, 564)	
合計				248, 733, 564	
				(248, 733, 564)	

- (注1) 投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。
- (注2) 1 各種通貨毎の小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。
 - 2 小計・合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
 - 3 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数		組入株式時価比率	組入 投資信託受益証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカドル	株式	69銘柄	99.0%	-%	100.0%
	投資信託受益証券	1銘柄	-%	1.0%	100.0%

第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 当該事項はデリバティブ取引関係の注記事項として記載しております。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】(2023年10月末現在)

「ブラックロック・USベーシック・バリュー・オープン」

I	資産総額	23, 401, 945, 679円
П	負債総額	29, 329, 307円
Ш	純資産総額(I — II)	23, 372, 616, 372円
IV	発行済数量	6, 824, 800, 602 □
V	1 単位当たり純資産額(Ⅲ/Ⅳ)	3. 4247円

(参考情報)

「USベーシック・バリュー・オープン・マザーファンド」

I	資産総額	23, 401, 867, 758円
П	負債総額	16, 675, 162円
Ш	純資産総額(I — II)	23, 385, 192, 596円
IV	発行済数量	3, 852, 280, 787 □
V	1 単位当たり純資産額(Ⅲ/Ⅳ)	6. 0705円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 受益証券の名義書換え等

該当事項はありません。

2 受益者名簿の閉鎖の時期

受益者名簿は作成していません。

3 投資者に対する特典

該当事項はありません。

4 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

譲渡制限は設けておりません。

5 受益証券の再発行

投資者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

6 受益権の譲渡

- ① 投資者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該投資者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② ①の申請のある場合には、①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ ①の振替について、委託会社は、当該投資者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に 係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたとき またはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

7 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

8 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

9 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者(償還日以前において換金が行われた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。)に支払います。なお、当該投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している投資者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益証券と引き換えに当該投資者に支払います。

10 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、換金の受付、換金代金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

- (1) 資本金の額等
 - ① 資本金 3,120百万円
 - ② 発行する株式の総数 36,000株
 - ③ 発行済株式の総数 15,000株
 - ④ 直近5ヵ年における主な資本金の額の増減 該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構

① 経営の意思決定機構

<株主総会>

株主により構成される会社における最高の意思決定機関として、取締役の選任、利益処分の承認、定款の変更等、 会社法および定款の定めにしたがって重要事項の決定を行います。

<取締役会>

取締役により構成され、当社の業務執行を決定し、その執行について監督します。

<エグゼクティブ委員会他各委員会>

当社における適切な経営戦略の構築、業務執行体制の構築および業務運営の推進を目的として、エグゼクティブ委員会を設置します。また、その他各種委員会を設置し、業務の能率的運営および責任体制の確立を図っています。

② 運用の意思決定機構

投資委員会

・投資委員会にて運用にかかる投資方針、パフォーマンスおよびリスク管理に関する重要事項を審議します。

運用担当部署

・各運用担当部署では、投資委員会の決定にしたがい、ファンドの個別の運用計画を策定し、各部署の投資プロセスを通して運用を行います。

ポートフォリオ・マネジャー

・ポートフォリオ・マネジャーは、策定された運用計画に基づき、個別銘柄を選択し売買に関する指図を行います。

リスク管理

・委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門から独立したリスク管理担当部門においてファンドの投資リスクおよび流動性リスクの計測・分析、投資・流動性制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスク(流動性リスクを含む)が運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内の関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

2【事業の内容及び営業の概況】

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務、第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務等を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は2023年10月末現在、以下の通りです(親投資信託を除きます。)。

種類	本数 (本)	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	194	11, 351, 276
単位型株式投資信託	77	486, 256
合計	271	11, 837, 532

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社(以下「当社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。)第2条及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(2007年8月6日内閣府令第52号。)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第36期事業年度(自2022年1月1日 至2022年12月31日)の財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

3. 財務諸表に記載している金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2023年 2月28日

ブラックロック・ジャパン株式会社 取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人ト ー マ ツ

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 山田 信之

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 水 野 龍 也

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているブラックロック・ジャパン株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第36期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック・ジャパン株式会社の2022年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における 当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査 法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続 を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切 な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の 実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及 び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかど うかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計 事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

(1)【貸借対照表】

(1)【貨借对照衣】			(単位:百万円)
		第35期 (2021年12月31日現在)	第36期 (2022年12月31日現在)
資産の部			
流動資産			
現金・預金		17, 813	18, 002
立替金		16	50
前払費用		223	260
未収入金	※ 2	527	2
未収委託者報酬		2, 017	1, 751
未収運用受託報酬		2, 244	2,880
未収収益	※ 2	981	570
その他流動資産		2	_
流動資産計		23, 827	23, 520
固定資産			
有形固定資産			
建物附属設備	※ 1	789	744
器具備品	※ 1	575	553
有形固定資産計		1, 364	1, 297
無形固定資産			
ソフトウエア		10	12
無形固定資產計		10	12
投資その他の資産		-	
投資有価証券		50	39
長期差入保証金		1, 118	1, 125
前払年金費用		1,001	1,084
長期前払費用		12	9
繰延税金資産		889	898
投資その他の資産計		3,072	3, 156
固定資産計		4, 448	4, 465
資産合計		28, 275	27, 986

		 第35期	(単位:百万円) 第36期
		第35期 (2021年12月31日現在)	第30期 (2022年12月31日現在)
負債の部			
流動負債			
預り金		143	143
未払金	※ 2		
未払収益分配金		4	4
未払償還金		70	70
未払手数料		459	421
その他未払金		2, 991	1, 995
未払費用	※ 2	760	626
未払消費税等		272	172
未払法人税等		402	384
為替予約		-	4
前受金		166	276
賞与引当金		2, 156	1,778
役員賞与引当金		203	149
早期退職慰労引当金		=	326
流動負債計		7,630	6, 355
固定負債			
退職給付引当金		82	92
資産除去債務		784	961
固定負債計		866	1, 053
負債合計		8, 497	7, 409
純資産の部			
株主資本			
資本金		3, 120	3, 120
資本剰余金			
資本準備金		3, 001	3, 001
その他資本剰余金		3, 846	3, 846
資本剰余金合計		6, 847	6, 847
利益剰余金		-	
利益準備金		336	336
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		9, 470	10, 276
利益剰余金合計		9,807	10, 612
株主資本合計		19, 775	20, 580
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金		3	△3
評価・換算差額等合計		3	$\triangle 3$
純資産合計		19,778	20, 576
負債・純資産合計		28, 275	27, 986
只良、附貝圧口引		28, 215	21, 986

					(単位:百万円
		(自 至	第35期 2021年 1月 1日 2021年12月31日)	(自 至	第36期 2022年 1月 1日 2022年12月31日)
営業収益					
委託者報酬			6, 653		6, 484
運用受託報酬	※ 1		8, 355		8, 68'
その他営業収益	※ 1		14, 536		16, 110
営業収益計			29, 546		31, 28
営業費用					
支払手数料			1,534		1, 55
広告宣伝費			170		18
調査費					
調査費			298		360
委託調査費	※ 1		4, 326		4, 67
調査費計			4, 625		5, 03
委託計算費			94		10
営業雑経費					
通信費			51		8
印刷費			95		8
諸会費			39		4
営業雑経費計			187		22
営業費用計			6, 611		7, 10
一般管理費					
給料					
役員報酬			579		91
給料・手当			5, 106		5, 93
賞与			2,616		2, 36
給料計			8, 302		9, 20
退職給付費用			352		46
福利厚生費			1,073		1, 10
事務委託費	※ 1		3, 360		3, 69
交際費			11		3
寄付金			_		
旅費交通費			24		12
租税公課			260		28
不動産賃借料			902		90
水道光熱費			53		7
固定資産減価償却費			426		44
資産除去債務利息費用			0		
事務過誤取引損			519		
諸経費			348		43
一般管理費計			15, 638		16, 782
営業利益			7, 296		7, 392

		(単位:日万円)
	第35期 (自 2021年 1月 1日 至 2021年12月31日)	第36期 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)
営業外収益		
為替差益	102	53
その他	1	3
営業外収益計	103	57
営業外費用		
有価証券売却損	_	2
固定資産除却損	0	-
その他		0
営業外費用計	0	2
経常利益	7, 398	7, 448
特別利益		
特別利益計	_	-
特別損失		
特別退職金	0	362
特別損失計	0	362
税引前当期純利益	7, 398	7, 085
法人税、住民税及び事業税	2, 415	2, 485
法人税等調整額	△0	$\triangle 5$
当期純利益	4, 984	4, 605

(3)【株主資本等変動計算書】

第35期 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

(単位:百万円)

	株主資本								評価・換算差額等		
		Ĭ	資本剰余金	È	利益剰余金						
資本金	資本金		その他資本	資本 剰余金	利益	その他利益 剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
		準備金	資本 剰余金	合計	準備金	繰越利益 剰余金	合計				
2021年1月1日残高	3, 120	3,001	3,846	6, 847	336	10, 386	10, 723	20, 691	3	3	20, 694
当期変動額											
剰余金の配当						△5, 900	△5, 900	△5, 900			△5, 900
当期純利益						4, 984	4, 984	4, 984			4, 984
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									0	0	0
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△915	△915	△915	0	0	△915
2021年12月31日残高	3, 120	3, 001	3, 846	6, 847	336	9, 470	9, 807	19, 775	3	3	19, 778

第36期 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

(単位:百万円)

株主資本								評価・換	算差額等		
		ž	資本剰余金	È		利益剰余金	È				
資本金	金 資本 その他 資本 剰余金	資本 剰余金	その他利益 利益 剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券	評価・換算 差額等合計	純資産 合計			
		準備金	剰余金	合計	準備金	繰越利益 剰余金	合計	T ::-	評価差額金	71.8X (T [] []	
2022年1月1日残高	3, 120	3,001	3, 846	6, 847	336	9, 470	9, 807	19, 775	3	3	19, 778
当期変動額											
剰余金の配当						△3,800	△3,800	△3,800			△3,800
当期純利益						4, 605	4, 605	4, 605			4,605
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									△7	△7	△7
当期変動額合計	-	-	-	-	-	805	805	805	△7	△7	798
2022年12月31日残高	3, 120	3,001	3, 846	6, 847	336	10, 276	10, 612	20, 580	∆3	∆3	20, 576

注記事項

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均 法により算定)を採用しております。

2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

- 3. 固定資産の減価償却方法
 - (1) 有形固定資産

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は建物附属設備6~18年、器具備品3~15年であります。

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウエアの減価償却方法については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

- 4. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金の計上方法

債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- (2) 退職給付引当金の計上方法
 - ① 旧退職金制度

適格退職年金制度移行日現在在籍していた従業員については、旧退職金制度に基づく給付額を保証している ため、期末現在の当該給付額と年金制度に基づく給付額との差額を引当て計上しております。

② 確定拠出年金制度

確定拠出年金制度 (DC) による退職年金制度を有しております。

③ 確定給付年金制度

キャッシュ・バランス型の年金制度 (CB) の退職年金制度を有しております。CBには、一定の利回り保証を付しており、これの将来の支払に備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により引当金を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、ポイント基準によっております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (9年) による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (9年) による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理または費用から控除することとしております。

(3) 賞与引当金の計上方法

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金の計上方法

役員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(5) 早期退職慰労引当金の計上方法

早期退職慰労金の支払に備えて、早期退職慰労金支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

5. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬、その他営業収益および成功報酬を稼得しております。 当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する 通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

委託者報酬:当社は投資信託の信託約款に基づき、投資信託の運用について履行義務を負っております。委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に対する一定割合として計算され、投資信託の運用期間にわたり収益認識しております。

運用受託報酬:当社は顧客との投資一任契約及び投資助言契約に基づき運用及び助言について履行義務を負っております。運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約等に基づき純資産価額に対する一定割合として計算され、対象口座の運用期間にわたり収益認識しております。

その他営業収益:当社はグループ会社との契約に基づき委託された業務について履行義務を負っております。グループ会社から受領する収益は、当社のグループ会社との契約で定められた算式に基づき、当社がグループ会社にオフショアファンド関連のサービス等を提供する期間にわたり月次で収益認識しております。

成功報酬:成功報酬は対象となるファンドまたは口座の運用益に対する一定割合、もしくは特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として計算されます。当該報酬は契約上支払われることが確定した時点で収益認識しております。

7. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結納税制度の適用

親会社であるブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社を連結納税親会社として、連結納税制度を 適用しております。

(2) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当会計期間の期首の繰越利益剰余金に反映させ、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

これによる財務諸表に与える影響はありません。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前会計期間に係る「注記事項(収益認識関係)」については記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。これによる財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項の注記を行うこととしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前会計期間に係るものについては記載しておりません。

(未適用の会計基準等)

「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

2020年3月27日に成立した「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において、連結納税制度を 見直しグループ通算制度へ移行することとされたことを受け、グループ通算制度を適用する場合における法人税及 び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱を明らかにすることを目的として企業会計基準委員会か ら公表されたものです。

- (2) 適用予定日
 - 2023年12月期の期首より適用予定であります。
- (3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度	当事業年度
	(2021年12月31日)	(2022年12月31日)
建物附属設備	2,246 百万円	2,488 百万円
器具備品	1,470 百万円	1,662 百万円

※2 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれているものは次のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度
	(2021年12月31日)	(2022年12月31日)
未収入金	524 百万円	- 百万円
未収収益	377 百万円	186 百万円
その他未払金	1,940 百万円	1,982 百万円
未払費用	112 百万円	55 百万円

※3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行 2 行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度
	(2021年12月31日)	(2022年12月31日)
当座貸越極度額	1,000 百万円	1,000 百万円
借入実行残高	_	_
差引額	1,000 百万円	1,000 百万円

(損益計算書関係)

※1 関係会社との営業収益及び営業費用

各科目に含まれているものは次のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度
	(自 2021年 1月 1日	(自 2022年 1月 1日
	至 2021年12月31日)	至 2022年12月31日)
運用受託報酬	249 百万円	224 百万円
その他営業収益	6,036 百万円	6,692 百万円
委託調査費	1,178 百万円	1,869 百万円
事務委託費	1,204 百万円	1,351 百万円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

	前事業年度期首	増加	減少	前事業年度末
普通株式 (株)	15,000	1	_	15, 000

- 2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません。
- 3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項 該当事項はありません。
- 4. 配当に関する事項
 - (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年3月30日 株主総会決議	普通株式	5, 900	393, 333	2020年12月31日	2021年3月30日

当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	15, 000	_	_	15, 000

- 2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません。
- 3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項 該当事項はありません。
- 4. 配当に関する事項
 - (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年3月31日 株主総会決議	普通株式	3, 800	253, 333	2021年12月31日	2022年3月31日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに掛かる未経過リース料は以下のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度
	(自 2021年 1月 1日 至 2021年12月31日)	(自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)
1年以内	835 百万円	726 百万円
1年超	_	1,938 百万円
合計	835 百万円	2,665 百万円

⁽注) 前事業年度における未経過リース料には、解約損害金が含まれております。

(金融商品関係)

- 1. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については関連当事者からの長期借入に限定しています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収収益は、顧客及び関係会社の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の経理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、個別に未収債権の回収可能性を管理する体制をしいております。

営業債務である未払手数料及び未払費用はその全てが1年以内の支払期日となっております。

営業債務は流動性リスクに晒されていますが、当社では資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、金額的重要性が低いものについては含めておりません。

前事業年度 (2021年12月31日)

		貸借対照表計上額	時価	差額
		(百万円)	(百万円)	(百万円)
(1)	現金・預金	17, 813	17, 813	_
(2)	未収委託者報酬	2, 017	2, 017	_
(3)	未収運用受託報酬	2, 244	2, 244	_
(4)	未収収益	981	981	_
(5)	未収入金	527	527	_
(6)	長期差入保証金	1, 118	1, 119	0
	資産計	24, 703	24, 704	0
(1)	未払手数料	459	459	_
(2)	未払費用	760	760	_
(3)	その他未払金	2, 991	2, 991	_
	負債計	4, 210	4, 210	_

⁽注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、(4) 未収収益及び(5) 未収入金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(6) 長期差入保証金

事務所敷金の時価については、事務所の敷金を合理的に見積もった返済期日までの期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定する方法によっています。また従業員社宅敷金の時価については、平均残存勤務期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定する方法によっています。

負 債

(1)未払手数料、(2) 未払費用及び(3) その他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(2021年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超
(1) 現金・預金	17, 813	_	_	_
(2) 未収委託者報酬	2,017	_	_	_
(3) 未収運用受託報酬	2, 244	_	_	_
(4) 未収収益	981	_	_	_
(5) 未収入金	527	_	_	_
合計	23, 584	_	_	_

当事業年度 (2022年12月31日)

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
長期差入保証金	1, 125	1,077	△47

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未収入金、未払手数料、未払費用、その他未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記述を省略しています。

(注2) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

当事業年度 (2022年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超
	(日カロ)	(日カロ)	(日カロ)	(日カロ)
(1) 現金・預金	18, 002	_	_	_
(2) 未収委託者報酬	1, 751	_	1	_
(3) 未収運用受託報酬	2,880	_	_	_
(4) 未収収益	570	_	_	_
(5) 未収入金	2	_	_	_
合計	23, 209	_	_	_

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価等の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:同一の資産又は負債の活発な市場における (無調整の) 相場価格により算定した時価

レベル2の時価:レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

当事業年度 (2022年12月31日)

(単位:百万円)

				(TE: D/711)
	レベル1	レベル 2	レベル3	合計
長期差入保証金	_	1, 077	-	1, 077

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期差入保証金の時価について、そのうち事務所敷金については、事務所の敷金を合理的に見積もった返済期日までの期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定しているため、レベル2の時価に分類しております。また従業員社宅敷金については、平均残存勤務期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定しているため、レベル2の時価に分類しております。

(退職給付関係)

前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、旧バークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社で設けられていた、①旧退職金制度を引き続き有しています。当社は、2009年12月2日に旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度(②確定拠出年金制度及び③確定給付年金制度)を承継しました。また、2011年1月1日付で旧バークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社から引き継いだ適格退職年金制度はキャッシュ・バランス型の③確定給付年金制度に移行しました。従って、2011年1月1日以降、①から③の三つの制度を有しています。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位:百万円)

	(十二, 17, 17,
	前事業年度
	(自 2021年 1月 1日
	至 2021年12月31日)
退職給付債務の期首残高	2, 149
勤務費用	322
利息費用	20
数理計算上の差異の発生額	188
退職給付の支払額	△94
過去勤務費用の発生額	0
退職給付債務の期末残高	2, 588

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位:百万円)

	(1 2 : 1/4/3/
	前事業年度
	(自 2021年 1月 1日
	至 2021年12月31日)
年金資産の期首残高	3, 313
期待運用収益	9
数理計算上の差異の発生額	17
事業主からの拠出額	359
退職給付の支払額	△94
年金資産の期末残高	3, 606

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表 (単位:百万円)

	(平匹・日/7/17)
	前事業年度
	(2021年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	2, 505
年金資産	△3, 606
	△1, 100
非積立型制度の退職給付債務	82
未積立退職給付債務	△1,018
未認識数理計算上の差異	65
未認識過去勤務費用	33
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△919
退職給付引当金	82
前払年金費用	△1,001
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△919
1	

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位:百万円)

	(十四・ログロ)
	前事業年度
	(自 2021年 1月 1日
	至 2021年12月31日)
勤務費用	322
利息費用	20
期待運用収益	△9
数理計算上の差異の費用処理額	△59
過去勤務費用の処理額	$\triangle 3$
確定給付制度に係る退職給付費用合計	270
特別退職金	0
合計	270

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前事業年度
	(2021年12月31日)
合同運用	100%
合計	100%

合同運用による年金資産の主な商品分類ごとの比率は、債券87%、株式13%及びその他1%となっております。

②長期期待運用収益率の算定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	前事業年度
	(自 2021年 1月 1日
	至 2021年12月31日)
割引率	0. 7%
長期期待運用収益率	0.3%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、80百万円 でありました。

当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、旧バークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社で設けられていた、①旧退職金制度を引き続き有しています。当社は、2009年12月2日に旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度(②確定拠出年金制度及び③確定給付年金制度)を承継しました。また、2011年1月1日付で旧バークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社から引き継いだ適格退職年金制度はキャッシュ・バランス型の③確定給付年金制度に移行しました。従って、2011年1月1日以降、①から③の三つの制度を有しています。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位:百万円)

	(十匹・ログロ)
	当事業年度
	(自 2022年 1月 1日
	至 2022年12月31日)
退職給付債務の期首残高	2, 588
勤務費用	392
利息費用	17
数理計算上の差異の発生額	△78
退職給付の支払額	△116
過去勤務費用の発生額	0
退職給付債務の期末残高	2, 803

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位:百万円)

	当事業年度
	(自 2022年 1月 1日
	至 2022年12月31日)
年金資産の期首残高	3, 606
期待運用収益	3
数理計算上の差異の発生額	△573
事業主からの拠出額	448
退職給付の支払額	△116
年金資産の期末残高	3, 368

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表 (単位:百万円)

	(十匹・ログロ)
	当事業年度
	(2022年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	2,710
年金資産	△3, 368
	△657
非積立型制度の退職給付債務	92
未積立退職給付債務	△565
未認識数理計算上の差異	△455
未認識過去勤務費用	29
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△991
退職給付引当金	92
前払年金費用	△1, 084
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△991

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位:百万円)

	(単位・日ガウ)
	当事業年度
	(自 2022年 1月 1日
	至 2022年12月31日)
勤務費用	392
利息費用	17
期待運用収益	$\triangle 3$
数理計算上の差異の費用処理額	△27
過去勤務費用の処理額	$\triangle 3$
確定給付制度に係る退職給付費用合計	375
特別退職金	362
合計	738

⁽注)特別退職金は、特別損失の「特別退職金」に含めて計上しております。

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	当事業年度
	(2022年12月31日)
合同運用	100%
合計	100%

合同運用による年金資産の主な商品分類ごとの比率は、債券88%、株式11%及びその他1%となっております。

②長期期待運用収益率の算定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	当事業年度
	(自 2022年 1月 1日
	至 2022年12月31日)
割引率	1.3%
長期期待運用収益率	0.1%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、87百万円でありました。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

体延仇並負性及び休延仇並負債の光生の主体	V/ [2] 21 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	(光片、天工円)
_	前事業年度	(単位:百万円)_ 当事業年度
<u>-</u>	(2021年12月31日)	(2022年12月31日)
繰延税金資産		
未払費用	161	140
賞与引当金	660	544
資産除去債務	240	294
未払事業税	89	83
早期退職慰労引当金	-	99
退職給付引当金	25	28
有形固定資産	1	0
その他	78	121
繰延税金資産合計	1, 257	1, 312
繰延税金負債		
退職給付引当金	$\triangle 306$	△331
資産除去債務に対応する除去費用	△59	△82
その他	$\triangle 1$	-
繰延税金負債合計	△367	△414
繰延税金資産の純額	889	898

(注) 前事業年度及び当事業年度における繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

		(単位:百万円)
	前事業年度	当事業年度
	(2021年12月31日)	(2022年12月31日)
固定資産-繰延税金資産	889	898

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度	当事業年度
	(2021年12月31日)	(2022年12月31日)
法定実効税率	30.6 %	30.6 %
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.0	3.9
その他	0.0	0.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.6 %	35.0 %

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当社事業所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を合理的に見積り、割引率は0.16%~0.72%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度において、資産の除去時点において必要とされる除去費用の見積額が前回見積算出時における見積額を大幅に超過することが明らかになったことから、見積りの変更による増加額を0.72%で割り引き、変更前の資産除去債務に176百万円加算しております。

		(単位:百万円)
	前事業年度	当事業年度
	(自 2021年 1月 1日	(自 2022年 1月 1日
	至 2021年12月31日)	至 2022年12月31日)
期首残高	783	784
見積りの変更による増加額	_	176
時の経過による調整額	0	0
期末残高	784	961

(収益認識関係)

当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

APA G - 3 (A) (A) 3 22 0 0 0	- mm = 20/41 = 1 = 113 1PF
	当事業年度
	(自 2022年 1月 1日
	至 2022年12月31日)
委託者報酬	6,484 百万円
運用受託報酬	7,644 百万円
成功報酬 (注)	1,042 百万円
その他営業収益	16,110 百万円
	31,281 百万円

(注) 成功報酬は、損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

- 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報 (重要な会計方針) 6. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりです。
- 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに会計期間末において存在する顧客との契約から当会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報 重要性が乏しいため、記載を省略しています。

(セグメント情報等)

前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

1. セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位:百万円)

	委託者報酬	運用受託報酬	その他	合計
外部顧客営業収益	6, 653	8, 355	14, 536	29, 546

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

(単位:百万円)

日本	北米	その他	合計
14, 396	13, 081	2, 067	29, 546

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

(単位:百万円)

相手先	営業収益	関連するセグメント名
ブラックロック・ファイナンシャル・ マネジメント・インク	6, 285	投資運用業
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	4, 259	投資運用業

- 3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 該当事項はありません。
- 4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。
- 5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 該当事項はありません。

当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位:百万円)

	委託者報酬	運用受託報酬	その他	合計
外部顧客営業収益	6, 484	8, 687	16, 110	31, 281

(2) 地域ごとの情報

売上高

(単位:百万円)

日本	北米	その他	合計	
14, 721	13, 745	2, 813	31, 281	

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

(単位<u>:百万円)</u>

相手先	営業収益	関連するセグメント名
ブラックロック・ファイナンシャル・ マネジメント・インク	6, 917	投資運用業
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	4, 287	投資運用業

- 3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 該当事項はありません。
- 4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。
- 5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る。)等 前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又 は出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
							運用受託報酬	249	未収収益	377
親会社	ブラックロック・フ ァイナンシャル・マ		73 百万	投資	(被所有) 間接	投資顧問 契約の	受入手数料	6, 036	未収入金	524
税云红	ネジメント・インク	ヨーク州	米ドル	顧問業	100	再委任等	委託調査費	1, 178	未払費用	112
							事務委託費	1, 204	本 払負用	112
親会社	ブラックロック・ジ ャパン・ホールディ ングス合同会社	日本 東京都	1万円	持株会社	(被所有) 直接 100	株式の 保有等	連結法人税の 個別帰属額	1,940	その他未払金	1, 940

当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又 は出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
							運用受託報酬	224	未収収益	186
親会社	ブラックロック・フ ァイナンシャル・マ		73 百万	投資	(被所有) 間接	投資顧問 契約の	受入手数料	6, 692	小 拟拟盆	100
枕云仁	ネジメント・インク		米ドル	顧問業	100	再委任等	委託調査費	1,869	未払費用	55
							事務委託費	1, 351	小 141頁用	55
親会社	ブラックロック・ジ ャパン・ホールディ ングス合同会社		1万円	持株会社	(被所有) 直接 100	株式の 保有等	連結法人税の 個別帰属額	1, 982	その他未払金	1, 982

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等 前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日) 該当事項はありません。

> 当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日) 該当事項はありません。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等 前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又 は出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高(百万円)
同一の	ブラックロッ	米国				投資顧問	受入手数料	4, 259		
親会社を	ク・ファンド・	カリフォル	1,000 米ドル	投資 顧問業	なし	契約の	委託調査費	282	未収収益	321
持つ会社	アドバイザーズ	ニア州	214 1 7	/BA(1-17/IC		再委任等	事務委託費	20		

当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又 は出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の	ブラックロッ	米国				投資顧問	受入手数料	4, 287		
親会社を	ク・ファンド・	カリフォル	1,000 米ドル	投資 顧問業	なし	契約の	委託調査費	35	未収収益	180
持つ会社	アドバイザーズ	ニア州		- ANI-1710		再委任等	事務委託費	12		

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 運用受託報酬については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (2) 受入手数料については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (3) 委託調査費については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (4) 事務委託費については、一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社に関する注記

(1) 親会社情報

ブラックロック・インク (ニューヨーク証券取引所に上場) ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク (非上場) ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社 (非上場)

(1株当たり情報)

	前事業年度	当事業年度
項目	(自 2021年 1月 1日	(自 2022年 1月 1日
	至 2021年12月31日)	至 2022年12月31日)
1株当たり純資産額	1,318,566 円 41 銭	1,371,780 円 88 銭
1株当たり当期純利益金額	332, 267 円 26 銭	307,029 円 07 銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 - 2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

		前事業年度	当事業年度
項目		(自 2021年 1月 1日	(自 2022年 1月 1日
		至 2021年12月31日)	至 2022年12月31日)
当期純利益	(百万円)	4, 984	4, 605
普通株主に帰属しない金額	(百万円)	_	_
普通株式に係る当期純利益	(百万円)	4, 984	4, 605
普通株式の期中平均株式数	(株)	15, 000	15, 000

【中間財務諸表】

1. 中間財務諸表の作成方法について

委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社(以下「当社」という。)の中間財務諸表すなわち中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1977年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条及び第57条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」(2007年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間(自2023年1月1日 至2023年6月30日)の中間 財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

3. 財務諸表に記載している金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

独立監査人の中間監査報告書

2023年8月31日

ブラックロック・ジャパン株式会社取締役会 御中

有限責任監査法人ト ー マ ツ

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 山田 信之

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 水 野 龍 也

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているブラックロック・ジャパン株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第37期事業年度の中間会計期間(2023年1月1日から2023年6月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ブラックロック・ジャパン株式会社の2023年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間 (2023年1月1日から2023年6月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する 注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠 しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が 基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管して おります。
 - 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

資産合計

(単位:百万円) 中間会計期間末 (2023年6月30日) 資産の部 流動資産 **※**2 現金・預金 14,894 立替金 83 前払費用 208 未収入金 21 未収委託者報酬 1,869 未収運用受託報酬 1,940 未収収益 1,823 流動資産計 20,840 固定資産 有形固定資産 **※**1 建物附属設備 610 器具備品 **※**1 517 有形固定資産計 1, 127 無形固定資産 ソフトウエア 14 無形固定資產計 14 投資その他の資産 投資有価証券 49 長期差入保証金 1, 122 前払年金費用 1, 115 長期前払費用 10 繰延税金資産 257 投資その他の資産計 2, 554 固定資産計 3,697

24, 537

(単位:百万円) 中間会計期間末

養債の部		中間会計期間末 (2023年6月30日)
預り金	負債の部	
未払収益分配金 5 未払手数料 424 その他未払金 105 未払費用 669 未払消費税等 148 未払法人税等 786 前受金 383 賞与引当金 62 早期逃職労引当金 43 為替予約 2 流動負債計 3,703 固定負債 93 資産除去債務 962 固定負債計 1,055 負債合計 4,759 純資産の部株主資本 3,120 養本剰余金 3,846 資本利余金合計 6,847 利益剩余金 3,846 資本剩余金合計 6,847 利益剩余金合計 9,474 利益剩余金合計 9,810 株主資本合計 9,810 株主資本合計 9,810 株主資本合計 9,817 評価・換算差額等 △0 純資産合計 △0 純資産合計 △0 純資産合計 △0	流動負債	
未払債還金 70 未払手数料 424 その他未払金 105 未払費用 669 未払消費税等 148 未払法人税等 786 前受金 383 賞与引当金 62 早期退職慰労引当金 43 為替予約 2 流動負債計 3,703 固定負債 3 過避給付引当金 962 固定負債計 1,055 負債合計 1,055 負債合計 4,759 純資産の部 3,120 資本和余金 3,846 資本利余金合計 4,847 利益利余金合計 3,846 資本利余金合計 9,810 利益剩余金合計 9,810 科益與余金合計 9,810 株主資本合計 9,810 新価・検算差額等 0 経済社 <t< td=""><td>預り金</td><td>186</td></t<>	預り金	186
未払手数料 424 その他未払金 105 未払費用 669 未払消費税等 148 未払法人税等 786 前受金 383 賞与引当金 62 早期退職慰労引当金 43 為替予約 2 流動負債計 3,703 固定負債 3 遺産終去債務 962 固定負債計 1,055 負債合計 4,759 純資産の部 株主資本 資本利金企会企業 3,846 資本利余金会合計 6,847 利益利余金 3,846 資本利金会合計 6,847 利益利余金合計 9,810 科益機可会合計 9,810 株主資本合計 9,810 銀行 4,772 財産	未払金	
未払手数料 424 その他未払金 105 未払費用 669 未払消費税等 148 未払法人税等 786 前受金 383 賞与引当金 62 早期退職賦労引当金 43 為替予約 2 流動負債計 3,703 固定負債 退職給付引当金 93 資産除去債務 962 固定負債計 1,055 負債合計 4,759 純資産の部株主資本 3,001 その他資本剩余金 3,846 資本剩余金合計 6,847 利益利余金 336 その他対益剩余金 9,474 利益剩余金合計 9,810 株主資本合計 19,777 評価・換算差額等 △0 非価・換算差額等合計 △0 純資産合計 △0 純資産合計 △0 純資産合計 △0 純資産合計 △0 純資産合計 △0 純資産合計 △0 純資本 △0 純資本 △0 純資本会計 △0 純資本会計 △0 純資本会計 <td< td=""><td>未払収益分配金</td><td>5</td></td<>	未払収益分配金	5
その他未払金 105 未払費用 669 未払消費税等 148 未払法人税等 786 前受金 383 賞与引当金 62 早期退職慰労引当金 43 為替予約 2 流動負債計 3,703 固定負債 3 退職給付引当金 93 資産除去債務 962 固定負債計 1,055 負債合計 4,759 純資産の部株主資本 3,120 株主資本金 3,01 資本剩余金 3,846 資本剩余金合計 6,847 利益剩余金 336 水主資本合計 9,810 株主資本合計 9,977 評価・機算差額等合計 △0 純資産品 ○0 純資産品	未払償還金	70
未払消費税等 148 未払法人税等 786 前受金 383 賞与引当金 62 早期退職慰労引当金 43 為替予約 2 流動負債計 3,703 固定負債 退職給行引当金 93 資産院去債務 962 固定負債計 1,055 負債合計 4,759 純資産の部株主資本 3,120 養本剰余金 3,846 資本剩余金合計 6,847 利益剰余金合計 336 その他利益剰余金 9,474 利益剰余金合計 9,474 利益剰余金合計 9,810 株主資本合計 9,810 株主資本合計 9,810 株主資本合計 9,810 株主資本合計 9,810 株主資本合計 9,810 株主資本合計 9,00 評価・換算差額等 △0 純資産合計 △0 純資産合計 △0 純資産合計 人0 純政商品 △0 純政商品 △0 純政商品 △0 純政商品 △0 純政商品 △0	未払手数料	424
未払法人税等 786 前受金 383 賞与引当金 814 役員賞与引当金 62 早期退職慰労引当金 43 為替予約 2 流動負債計 3,703 固定負債 退職給付引当金 93 資産除去債務 962 固定負債計 1,055 負債合計 4,759 純資産の部 株主資本 資本和余金 3,120 資本和余金合計 4,759 純資本制余金合計 6,847 利益剰余金 3,846 資本利余金合計 6,847 利益剰余金合計 9,474 利益剰余金合計 9,474 利益剰余金合計 9,810 株主資本合計 19,777 評価・換算差額等 △0 評価・換算差額等合計 △0 純資産合計 △0 純資本合計 △0 純資本合計 △0 純資本合計 △0	その他未払金	105
未払法人税等 786 前受金 383 賞与引当金 62 早期退職慰労引当金 43 為替予約 2 流動負債計 3,703 固定負債 退職給付引当金 93 資産除去債務 962 固定負債計 1,055 負債合計 4,759 純資産の部 株主資本 資本利余金 3,001 ぞの他資本剰余金 3,846 資本利余金合計 6,847 利益剰余金合計 6,847 利益剰余金合計 9,474 利益剰余金合計 9,474 利益剰余金合計 9,810 株主資本合計 19,777 評価・換算差額等 △0 評価・換算差額等合計 △0 純資産合計 △0 純資産合計 △0 純資産合計 △0	未払費用	669
前受金 383 賞与引当金 62 早期退職慰労引当金 43 為替予約 2 流動負債計 3,703 固定負債 退職給付引当金 93 資産除去債務 962 固定負債計 1,055 負債合計 4,759 純資産の部株主資本 3,001 その他資本剰余金 3,846 資本利余金合計 6,847 利益率備金 336 その他利益剰余金 9,474 利益率備金 9,474 利益剰余金合計 9,810 株主資本合計 19,777 評価・換算差額等 △0 純資産合計 △0 純資産合計 △0 純資産合計 △0 純資産合計 △0	未払消費税等	148
賞与引当金 62 早期退職慰労引当金 43 為替予約 2 流動負債計 3,703 固定負債 退職給付引当金 93 資産除去債務 962 固定負債計 1,055 負債合計 4,759 純資産の部 株主資本 資本利余金 3,001 その他資本剩余金 3,846 資本剩余金合計 6,847 利益剩余金 336 その他利益剩余金 9,474 利益剩余金合計 9,810 株主資本合計 9,810 株主資本合計 9,810 株主資本合計 9,810 株主資本合計 9,810 株主資本合計 0 評価・換算差額等 △0 評価・換算差額等合計 △0 純資産合計 △0 純資産合計 19,777	未払法人税等	786
役員賞与引当金 62 早期退職慰労引当金 43 為替予約 2 流動負債計 3,703 固定負債 93 資産除去債務 962 固定負債計 1,055 負債合計 4,759 純資産の部 株主資本 資本和余金 3,120 資本準備金 3,001 その他資本剩余金合計 6,847 利益剩余金 336 その他利益剩余金 9,474 利益剩余金合計 9,810 株主資本合計 19,777 評価・換算差額等 △0 その他有価証券評価差額金 △0 評価・換算差額等合計 △0 純資産合計 △0 純資産合計 19,777	前受金	383
早期退職慰劳引当金 43 為替予約 2 流動負債計 3,703 固定負債 93 資産除去債務 962 固定負債計 1,055 負債合計 4,759 純資産の部 株主資本 資本和余金 3,120 資本準備金 3,001 その他資本剩余金合計 6,847 利益剩余金 336 その他利益剩余金 9,474 利益剩余金合計 9,810 株主資本合計 19,777 評価・換算差額等 △0 純資産合計 △0 純資産合計 △0 純資産合計 △0 純資産合計 19,777	賞与引当金	814
為替予約 2 流動負債計 3,703 固定負債 93 資産除去債務 962 固定負債計 1,055 負債合計 4,759 純資産の部 株主資本 資本剩余金 3,120 資本剩余金 3,846 資本剩余金合計 6,847 利益剩余金 336 社職付金 336 その他利益剩余金 9,474 利益剩余金合計 9,810 株主資本合計 9,810 株主資本合計 0 評価・換算差額等 △0 产の他有価証券評価差額金 △0 評価・換算差額等合計 △0 純資産合計 △0 純資産合計 19,777	役員賞与引当金	62
流動負債計 3,703 固定負債 93 資産除去債務 962 固定負債計 1,055 負債合計 4,759 純資産の部株主資本 3,120 資本剩余金 3,001 その他資本剩余金 3,846 資本剩余金合計 6,847 利益剩余金 336 その他利益剩余金 9,474 利益剩余金合計 9,810 株主資本合計 9,810 株主資本合計 0 評価・換算差額等 △0 产の他有価証券評価差額金 △0 評価・換算差額等合計 △0 純資産合計 19,777	早期退職慰労引当金	43
固定負債 93 資産除去債務 962 固定負債計 1,055 負債合計 4,759 純資産の部 株主資本 資本組金 3,120 資本利余金 3,846 資本利余金合計 6,847 利益利余金 336 その他利益利余金 9,474 利益利余金合計 9,810 株主資本合計 19,777 評価・換算差額等 △0 純資産合計 △0 純資産合計 △0 純資産合計 △0	為替予約	2
退職給付引当金 93 資産除去債務 962 固定負債計 1,055 負債合計 4,759 純資産の部 *** 株主資本 *** 資本和余金 3,120 資本利余金 3,846 資本利余金合計 6,847 利益利金金合計 336 その他利益利余金 9,474 利益剩余金合計 9,810 株主資本合計 19,777 評価・換算差額等 △0 評価・換算差額等合計 △0 純資産合計 19,777	流動負債計	3, 703
資産除去債務962固定負債計1,055負債合計4,759純資産の部 株主資本 資本金 資本利余金 	固定負債	
固定負債計 1,055 負債合計 4,759 純資産の部 株主資本 資本金 3,120 資本剰余金 3,001 その他資本剰余金 3,846 資本利余金合計 6,847 利益剩余金 336 その他利益剰余金 9,474 利益剩余金合計 9,810 株主資本合計 19,777 評価・換算差額等 △0 評価・換算差額等合計 △0 純資産合計 △0 純資産合計 19,777	退職給付引当金	93
負債合計4,759純資産の部 株主資本 資本金 資本和余金 資本準備金 その他資本剰余金 資本剰余金合計 利益剰余金合計 利益準備金 その他利益剰余金 ・ 科益利益利金金 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 	資産除去債務	962
純資産の部株主資本 3,120 資本金 3,001 資本準備金 3,846 資本剰余金合計 6,847 利益剰余金 336 その他利益剰余金 9,474 利益剰余金合計 9,810 株主資本合計 19,777 評価・換算差額等 △0 評価・換算差額等合計 △0 純資産合計 △0 純資産合計 19,777	固定負債計	1,055
株主資本 3,120 資本剰余金 3,001 その他資本剰余金 3,846 資本剰余金合計 6,847 利益剰余金 336 その他利益剰余金 9,474 利益剰余金合計 9,810 株主資本合計 19,777 評価・換算差額等 △0 純資産合計 △0 純資産合計 19,777	負債合計	4, 759
資本金3,120資本剰余金3,001その他資本剰余金3,846資本剰余金合計6,847利益剰余金336その他利益剰余金9,474利益剰余金合計9,810株主資本合計19,777評価・換算差額等△0純資産合計△0純資産合計△0	純資産の部	
資本利余金3,001その他資本利余金3,846資本利余金合計6,847利益利余金336その他利益利余金9,474利益利余金合計9,810株主資本合計19,777評価・換算差額等△0純資産合計△0純資産合計△0	株主資本	
資本準備金3,001その他資本剰余金3,846資本剰余金合計6,847利益剰余金336その他利益剰余金9,474利益剰余金合計9,810株主資本合計19,777評価・換算差額等△0評価・換算差額等合計△0純資産合計19,777	資本金	3, 120
その他資本剰余金 3,846 資本剰余金合計 6,847 利益剰余金 336 その他利益剰余金 9,474 利益剰余金合計 9,810 株主資本合計 19,777 評価・換算差額等 △0 評価・換算差額等合計 △0 純資産合計 19,777	資本剰余金	
資本剰余金合計6,847利益剰余金336その他利益剰余金9,474利益剰余金合計9,810株主資本合計19,777評価・換算差額等△0評価・換算差額等合計△0純資産合計19,777	資本準備金	3, 001
利益判余金336その他利益剰余金9,474利益剰余金合計9,810株主資本合計19,777評価・換算差額等△0評価・換算差額等合計△0純資産合計19,777	その他資本剰余金	3, 846
利益準備金336その他利益剰余金9,474利益剰余金合計9,810株主資本合計19,777評価・換算差額等△0評価・換算差額等合計△0純資産合計19,777	資本剰余金合計	6, 847
その他利益剰余金 9,474 利益剰余金合計 9,810 株主資本合計 19,777 評価・換算差額等 △0 評価・換算差額等合計 △0 純資産合計 19,777	利益剰余金	
繰越利益剰余金9,474利益剰余金合計9,810株主資本合計19,777評価・換算差額等この他有価証券評価差額金評価・換算差額等合計△0純資産合計19,777	利益準備金	336
利益剰余金合計9,810株主資本合計19,777評価・換算差額等	その他利益剰余金	
株主資本合計 19,777 評価・換算差額等	繰越利益剰余金	9, 474
評価・換算差額等△0その他有価証券評価差額金△0評価・換算差額等合計△0純資産合計19,777	利益剰余金合計	9,810
その他有価証券評価差額金 △0 評価・換算差額等合計 △0 純資産合計 19,777	株主資本合計	19,777
評価・換算差額等合計△0純資産合計19,777	評価・換算差額等	
純資産合計 19,777	その他有価証券評価差額金	$\triangle 0$
	評価・換算差額等合計	Δ0
負債・純資産合計 24,537	純資産合計	19,777
	負債・純資産合計	24, 537

		(単位:百万円)
		中間会計期間
		(自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)
営業収益		<u> </u>
委託者報酬		3, 194
運用受託報酬		4, 085
その他営業収益		8, 884
営業収益計	-	16, 164
営業費用		
支払手数料		758
広告宣伝費		35
調査費		
調査費		174
委託調査費		2, 363
調査費計	-	2, 537
委託計算費		55
営業雑経費		
通信費		37
印刷費		37
諸会費		27
営業雑経費計		102
営業費用計		3, 490
一般管理費		
給料		
役員報酬		558
給料・手当		2, 975
賞与	_	1, 408
給料計	_	4, 941
退職給付費用		241
福利厚生費		603
事務委託費		1, 943
交際費		23
旅費交通費		82
租税公課		138
不動産賃借料		453
水道光熱費		41
固定資産減価償却費	※ 1	242
資産除去債務利息費用		1
諸経費	_	196
一般管理費計	_	8, 909
営業利益		3, 764

	至 2023年6月30日)
営業外収益	
受取配当金	0
受取利息	0
為替差益	107
雑益	0
その他	0
営業外収益計	108
営業外費用	
支払利息	0
営業外費用計	0
経常利益	3,872
特別利益	
特別利益計	-
特別損失	
特別退職金	45
特別損失計	45
税引前中間純利益	3, 826
法人税、住民税及び事業税	688
法人税等調整額	639
中間純利益	2, 497

(3) 中間株主資本等変動計算書

中間会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)

(単位:百万円)

	株主資本					評価・換算差額等					
		資本剰余金		利益剰余金						/ la Vira — la	
	資本金	資本	その他資本	資本	資本 40+4	その他利益 剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	その他有価証券評	評価・換算 差額等合計	純資産 合計
		準備金	剰余金	剰余金 合計	準備金	繰越利益 剰余金	合計		価差額金		
当期首残高	3, 120	3,001	3, 846	6, 847	336	10, 276	10, 612	20, 580	△3	△3	20, 576
当中間期変動額											
剰余金の配当						△3, 300	△3, 300	△3, 300			△3, 300
中間純利益						2, 497	2, 497	2, 497			2, 497
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)									3	3	3
当中間期変動額合計	1		-	-	-	△802	△802	△802	3	3	△798
当中間期末残高	3, 120	3,001	3, 846	6, 847	336	9, 474	9, 810	19, 778	$\triangle 0$	△0	19, 777

注 記 事 項

(重要な会計方針)

項目	中間会計期間 自 2023年1月 1日 至 2023年6月30日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法 により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)を採用しておりま す。
2. デリバティブ取引等の評価基準及び 評価方法	時価法を採用しております。
3. 固定資産の減価償却方法	(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 なお、主な耐用年数は建物附属設備6~18年、器具備品3~15年でありま す。
	(2)無形固定資産 自社利用のソフトウエアの減価償却方法については、社内における利 用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
4. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金の計上方法 債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権について は個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
	(2) 退職給付引当金の計上方法 ① 旧退職金制度 適格退職年金制度移行日現在在籍していた従業員については、旧退 職制度に基づく給付額を保証しているため、中間会計期間末現在の当 該給付額と年金制度に基づく給付額との差額を引当て計上しておりま す。 ② 確定拠出年金制度 確定拠出年金制度 (DC) については拠出額を費用計上しておりま す。 ③ 確定給付年金制度
	キャッシュ・バランス型の年金制度(CB)の退職年金制度を有しております。CBには、一定の利回り保証を付しており、これの将来の支払に備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により引当金を計上しております。 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、ポイント基準によっております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(9年)による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異は各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(9年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理または費用から控除することとしております。
	(3) 賞与引当金の計上方法 従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負 担額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金の計上方法

役員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担 額を計上しております。

(5) 早期退職慰労引当金の計上方法

早期退職慰労金の支払に備えて、早期退職慰労金支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

5. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末の直物為替相場により円貨に換算 し、換算差額は損益として処理しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬、その他営業収益および成功報酬を稼得しております。当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

委託者報酬:当社は投資信託の信託約款に基づき、投資信託の運用について履行義務を負っております。委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に対する一定割合として計算され、投資信託の運用期間にわたり収益認識しております。

運用受託報酬:当社は顧客との投資一任契約及び投資助言契約に基づき 運用及び助言について履行義務を負っております。運用受託報酬は、対象 顧客との投資一任契約等に基づき純資産価額に対する一定割合として計算 され、対象口座の運用期間にわたり収益認識しております。

その他営業収益:当社はグループ会社との契約に基づき委託された業務について履行義務を負っております。グループ会社から受領する収益は、当社のグループ会社との契約で定められた算式に基づき、当社がグループ会社にオフショアファンド関連のサービス等を提供する期間にわたり月次で収益認識しております。

成功報酬:成功報酬は対象となるファンドまたは口座の運用益に対する一定割合、もしくは特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として計算されます。当該報酬は契約上支払われることが確定した時点で収益認識しております。

7. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度の適用

当社は、親会社であるブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社を通算親会社とするグループ通算制度を適用しております。

(会計方針の変更)

中間会計期間 自 2023年1月 1日 至 2023年6月30日

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下、「時価算定会計基準適用指針」という。)を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる中間財務諸表への影響はありません。

(追加情報)

中間会計期間 自 2023年1月 1日 至 2023年6月30日

(グループ通算制度の適用)

当社は、当中間会計期間から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。)に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

(中間貸借対照表関係)

中間会計期間 2023年6月30日

※1 有形固定資産の減価償却累計額

建物附属設備2,624百万円器具備品1,767百万円

※2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約及びグループ会社と貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく当中間会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額 3,500百万円

借入実行残高

差引額 3,500百万円

(中間損益計算書関係)

中間会計期間 自 2023年1月 1日 至 2023年6月30日

※1 減価償却実施額

 有形固定資産
 240百万円

 無形固定資産
 2百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

中間会計期間 自 2023年1月 1日 至 2023年6月30日

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計 期間末株式数
発行済株式				
普通株式	15, 000	_	_	15, 000
合計	15, 000			15, 000

- 2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項 該当事項はありません。
- 3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項 該当事項はありません。
- 4. 配当に関する事項
 - (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年3月31日 株主総会決議	普通株式	3, 300	220, 000	2022年12月31日	2023年3月31日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの該当事項はありません。

(リース取引関係)

中間会計期間 自 2023年1月 1日 至 2023年6月30日

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年以内

487百万円

1年超

1,782百万円

合計

2,270百万円

(金融商品関係)

中間会計期間 自 2023年1月 1日 至 2023年6月30日

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については関連当事者からの長期借入に限定しています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の経理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、個別に未収債権の回収可能性を管理する体制を敷いております。

営業債務である未払手数料はその全てが1年以内の支払期目となっております。

営業債務は流動性リスクに晒されていますが、当社では資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年6月30日(中間期の決算日)における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、金額的重要性が低いと判断するものは含めておりません。

(単位:百万円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
長期差入保証金	1, 122	1, 103	△19

(注1)

現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未払手数料、未払費用、その他未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記述を省略しています。

(注2) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価等の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価: レベル 1 のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ 属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(単位:百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	1	1, 103	-	1, 103

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期差入保証金

長期差入保証金の時価については、当該保証金の回収までの期間を基にリスクフリーレートで割り引いた現在 価値により算定しているため、レベル2の時価に分類しております。

なお、当該時価は帳簿価額と近似していることから長期差入保証金は当該帳簿価額によって計上しております。

(資産除去債務関係)

中間会計期間 自 2023年1月 1日 至 2023年6月30日

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当社事業所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を合理的に見積り、割引率は0.16%~0.72%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高961百万円有形固定資産の取得に伴う増加額- 百万円時の経過による調整額1 百万円中間会計期間末残高962 百万円

(収益認識関係)

中間会計期間 自 2023年1月 1日 至 2023年6月30日

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

委託者報酬3,194百万円運用受託報酬3,989百万円成功報酬 (注)95百万円その他営業収益8,884百万円合計16,164百万円

- (注) 成功報酬は、中間損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。
- 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報 (重要な会計方針) 6. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりです。
- 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しています。

(セグメント情報等)

中間会計期間 自 2023年1月 1日 至 2023年6月30日

1. セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスに関する情報

(単位:百万円)

	委託者 報酬	運用受託 報酬	その他	合計
外部顧客 営業収益	3, 194	4, 085	8, 884	16, 164

(2) 地域に関する情報

売上高

(単位:百万円)

日本	北米	その他	合計
7, 086	7, 451	1,626	16, 164

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客に関する情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

(単位:百万円)

相手先	営業収益	関連する セグメント名
ブラックロック・ファイナンシャル・ マネジメント・インク	3, 625	投資運用業
ブラックロック・ファンド・アドバイ ザーズ	2, 477	投資運用業

(1株当たり情報)

中間会計期間 自 2023年1月 1日 至 2023年6月30日

1株当たり純資産額1,318,516円64銭1株当たり中間純利益166,533円13銭

なお、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり中間純利益の算定上の基礎

損益計算書上の中間純利益 2,497百万円 1株当たり中間純利益の算定に 用いられた普通株式に係る中間純利益 2,497百万円 期中平均株式数 15,000株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして金融商品取引業等に関する内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として金融商品取引法施行令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして金融商品取引業等に関する内閣府令で定める行為。

5【その他】

定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

変更年月日	変更事項
2007年9月18日	証券業登録に伴う商号変更(「バークレイズ・グローバル・インベスターズ証券投
	信投資顧問株式会社」に変更)のため、定款変更を行いました。
2007年9月30日	商号変更(「バークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社」に変更)のた
	め、定款変更を行いました。
2007年9月30日	公告の方法を変更するため、定款変更を行いました。
2007年12月27日	事業を営むことの目的を変更するため、定款変更を行いました。
2008年7月1日	グループ会社の1つであるバークレイズ・グローバル・インベスターズ・サービス
	株式会社を吸収合併し、それに伴い資本金の額を変更いたしました。
2008年7月1日	株式取扱規則に関する記述を追加するため、定款変更を行いました。
2009年6月22日	本店所在地変更のため、定款変更を行いました。
2009年12月2日	ブラックロック・ジャパン株式会社と合併
	商号変更(「ブラックロック・ジャパン株式会社」に変更)および定款変更を行い
	ました。
2011年4月1日	グループ会社であるブラックロック証券株式会社を吸収合併し、それに先立ち定款
	変更および資本金の額の変更を行いました。
2013年10月5日	MGPA Japan LLCより不動産投資関連の事業を譲受し、それに先立ち定款変更を行い
	ました。
2014年12月1日	決算期を3月31日から12月31日に変更するため、定款変更を行いました。

追加型証券投資信託

ブラックロック・USベーシック・バリュー・ オープン

約 款

ブラックロック・ジャパン株式会社

追加型証券投資信託 ブラックロック・USベーシック・バリュー・オープン

- 運用の基本方針 -

約款第17条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は主として内外の有価証券に投資するもので、過小評価されているものの基本的には 投資価値があると委託者が考える有価証券、主にアメリカ合衆国に所在する発行体の発行した株式に投 資することによって元本の成長と、さらにはインカム収益を追求します。

2. 運用方法

(1) 投資対象

USベーシック・バリュー・オープン・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① この投資信託は主として、USベーシック・バリュー・オープン・マザーファンド受益証券に投資することにより、内外の有価証券に投資し、過小評価されているものの基本的には投資価値があると委託者が考える有価証券、主にアメリカ合衆国に所在する発行体の発行した株式に投資することによって元本の成長と、さらにはインカム収益を追求します。

この投資信託の投資方針は、証券市場の価格決定メカニズムは全体的に効率性を欠き、好調な市場環境では証券価格を上昇させ、不況下では証券価格の低下を招く傾向があるという見方に基づいています。これを前提として、委託者は、市場価格の上昇の転機は、その銘柄が不人気で、その企業収益が低迷し、株価収益率が比較的低く、投資への期待感も低く、かつ当該銘柄またはその関連業種への一般的な関心が乏しいときに始まる可能性がより大きいと考えています。しかし、委託者は、投資期待が全般的に高く、株価が上昇しているか、または既に上昇し、株価収益率が上がり、その関連業種又は当該銘柄そのものが加速的に投資家の新たな人気を得つづけているときには、好ましくない動きが生じる可能性が高いと考えています。つまり、委託者は、株価収益率が比較的高い銘柄の市場価格は予期せぬ不利な動向の影響を受けやすく、株価収益率が比較的低い銘柄は、有利だが一般に予想されなかった出来事から恩恵を得られるより有利な位置にあると考えています。この投資方針は、従来の投資原理からは逸脱しています。委託者は、この投資方針に伴う市場リスクは、平均以上の配当収益を提供する証券に重点を置くことにより、部分的に緩和されると考えています。機関投資家が支配する現在の市場は、しばしば、比較的少数の中・大型成長株より時価総額の低い多数の注目度の低い銘柄を見逃しています。この投資信託は、この注目度の低い銘柄に相当な規模の投資を行なうことが予想されます。

この投資信託の投資方針の基本的方向性が以上のようなものであるため、その保有する普通株式の大きな部分が、リサーチ・アナリストによる必ずしも好ましくない評価を帯びたものになることが時々あるかもしれません。委託者は、系列関係のないブローカーおよびディーラーが提供する投資リサーチ情報ならびにメリルリンチ・ピアス・フェナー・アンド・スミス・インコーポレーテッドの証券リサーチ、経済リサーチならびにコンピューター・アプリケーション施設を幅広く利用します。

- ② 基本的な投資方針として、この投資信託は円貨での為替変動リスクをヘッジするために為替予約取引を行ないません。
- ③ ブラックロック・インベストメント・マネジメント・エル・エル・シー (BlackRock Investment Management, LLC.) に株式等 (短期金融商品を含みます。) にかかる運用の指図に関する権限を委託します。

(3) 投資制限

- ① 親投資信託への投資には制限はありません。
- ② 株式への実質投資割合には制限はありません。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ④ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑦ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ⑧ 国内の私募債(短期社債等を除く)及び市場価格で売却することのできない外債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の15%以下とします。
- ⑨ 投資信託証券(親投資信託を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下 とします。
- ⑩ 上記④から⑥に関わらず、各国政府(国および地方公共団体を含む)または政府機関によって発行 または保証された証券または金融商品に対する投資の制限はありません。
- ① 一般社団法人投資信託協会の規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ② 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行ないます。

3. 収益分配方針

年2回の毎決算時(4月20日、10月20日。休業日の場合は翌営業日)に、原則として以下の方針に 基づき、分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買損益(評価損益も含みます。)等の全額とすることができます。
- ② 分配金額は委託者が基準価額水準・市況動向、残存信託期間等を勘案して決定します。
- ③ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託 ブラックロック・USベーシック・バリュー・オープン

約 款

「信託の種類、委託者および受託者」

- 第1条 この信託は、証券投資信託であり、ブラックロック・ジャパン株式会社を委託者とし、三菱UF J信託銀行株式会社を受託者とします。
 - ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)の適用を受けます。

[信託事務の委託]

- 第1条の2 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます
 - ② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に 行なうものとします。

[信託の目的および金額]

第2条 委託者は、金10億円を受益者のために利随の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

「信託金の限度額」

- 第3条 委託者は、受託者と合意の上、金5兆円を限度として信託金を追加することができます。
 - ② 追加信託が行われたときは、受託者は、その引き受けを証する書面を委託者に交付します。
 - ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

「信託期間および受益権の取得申込みの勧誘の種類」

- 第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第51条第1項から第2項、第52条第1項、第53条第1項および第55条第2項による信託契約終了の日までとします。
 - ② この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

「当初の受益者]

第5条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条 により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

「受益権の分割および再分割」

- 第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。
 - ② 委託者は、受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議の上、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

[追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法]

- 第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。
 - ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第27条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
 - ③ 第29条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値に

よるものとします。

「信託日時の異なる受益権の内容]

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

「受益権の帰属と受益証券の不発行」

- 第9条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。)。
 - ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
 - ③ 委託者は、第6条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。
 - ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者または委託者の指定する金融商品取引法第33条の2に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)に当該申請の手続きを委任することができます。

[受益権の設定に係る受託者の通知]

第10条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

[受益権の売却単位および売却価額]

- 第11条 委託者の指定する販売会社は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、 1口単位をもって取得申込に応じることができるものとします。ただし、取得申込日がニューヨーク証券 取引所の休場日に当たる場合は、受益権の取得申込に応じることができません。ただし、第48条第2項に 規定する収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込については、これを受付けるものとします。
 - ② 前項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金(第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
 - ③ 受益権の売却価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、当該取得申込の金額(以下「当該 取得申込総額」といいます。)に応じ第4項に規定する手数料ならびに当該手数料に係る消費 税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額としま

- す。ただし、取得日がこの信託契約締結の日であるときは、受益権の価額は、1口につき1円 とします。
- ④ 前項の手数料の額は基準価額の3%を上限とします。かかる手数料は委託者の指定する販売会社によりその一部又は全部を放棄できるものとします。
- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者の指定する販売会社との間に結ばれた累積投資約款にしたがって取得申込者が結んだ契約(以下「別に定める契約」といいます。)の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の売却価額は、原則として第40条に規定する計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 第1項の規定にかかわらず、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止 止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、受益権の取得申込の受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付けを取り消すことができます。

「受益権の譲渡に係る記載または記録]

- 第12条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または 記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
 - ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少 および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものと します。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を 開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲 受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
 - ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

[受益権の譲渡の対抗要件]

第13条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者 に対抗することができません。

第14条 (削除)

第15条 (削除)

「投資の対象とする資産の種類」

- 第15条の2 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)とします。
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、 第22条および第24条に定めるものに限ります。)
 - ハ. 金銭債権
 - 二. 約束手形(手形割引市場において売買される手形に限ります。)

[運用の指図範囲等]

- 第16条 委託者(第17条の2に規定する委託者から委託をうけたものを含みます。以下、第18条から第27条まで、第29条および第35条から第38条までについて同じ。)は、信託金を、主としてブラックロック・ジャパン株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結されたUSベーシック・バリュー・オープン・マザーファンド(金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律付則第84条により証券投資信託とみなされた信託、以下「親投資信託」といいます。)の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。
 - 1. 株券または新株引受権証書
 - 2. 国債証券
 - 3. 地方債証券
 - 4. 特別の法律により法人の発行する債券

- 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権 付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項 第7号で定めるものをいいます。)
- 9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券(単位未満優先出資証券を含む。以下同じ。)
- 10. コマーシャル・ペーパー
- 11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) および新株予約権証券
- 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 14. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
- 17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
 - 1. 預金
 - 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 - 3. コール・ローン
 - 4. 手形割引市場において売買される手形
 - 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- ④ 前項において親投資信託の信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券(親投資信託の受益証券を除きます。以下同じ。)の時価総額

- と親投資信託の信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 前項において親投資信託の信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産純資産総額に占める投資信託 証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑦ 委託者は、信託財産に属する私募により募集された国内の社債(短期社債等を除く)および市場価格で売却できない外債の時価総額と親投資信託の信託財産に属する私募により募集された国内の社債(短期社債等を除く)および市場価格で売却できない外債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の15を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑧ 前項において親投資信託の信託財産に属する私募により募集された国内の社債(短期社債等を除く) および市場価格で売却できない外債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産純資産総額に占める私募により募集された国内の社債(短期社債等を除く) および市場価格で売却できない外債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

[受託者の自己または利害関係人等との取引]

- 第16条の2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第30条において同じ。)、第30条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条の2および第16条第1項および第2項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行なうことができます。
 - ② 前項の取扱いは、第20条から第22条、第24条から第27条、第29条および第35条から第37条における委託者 の指図による取引についても同様とします。

「運用の基本方針]

第17条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます

「運用の権限委託」

第17条の2 委託者は、次に関する権限を次の者に委託します。

委託する範囲: 株式等 (短期金融商品を含みます。) にかかる運用の指図に関する権限

商 号: ブラックロック・インベストメント・マネジメント・エル・エル・シー

(BlackRock Investment Management, LLC.)

所 在 地: 米国ニュージャージー州プリンストン

- ② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、第43条に基づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その報酬額および支弁の時期については、委託者と当該委託を受けた者との間で別に定めるものとします。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けたものが、法律に違反した場合、この信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等に、その他の理由により必要と認められる場合には、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止またはその委託内容を変更することができます。

「投資する株式等の範囲」

- 第18条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものその他投資信託協会の規則により投資することが認められているものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
 - ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論 見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図す ることができるものとします。

「同一銘柄の株式等への投資制限」

- 第19条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該株式の時価 総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えるこ ととなる投資の指図をしません。
 - ② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
 - ③ 前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

「信用取引の指図範囲」

- 第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をする ことができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なう ことの指図をすることができるものとします。
 - ② 前項の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

「先物取引等の運用指図・目的・範囲」

- 第21条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用のため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。
 - 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
 - 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の 組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受け取る組入公社債、 組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度と し、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第16条第 2項第1号から第6号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 - ② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用のため わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および オプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
 - 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額と親投資信託の信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属する親投資信託の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。
 - 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
 - ③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用のため わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれ らの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
 - 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利

- 商品(信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第6号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。) の時価総額の範囲内とします。
- 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第6号に掲げる金融商品で運用している額(以下本号において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

[スワップ取引の運用指図・目的・範囲]

- 第22条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。
 - ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額と親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
 - ④ 前項において親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
 - ⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - ⑥ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供 あるいは受入れの指図を行なうものとします。

「同一銘柄の転換社債等への投資制限」

- 第23条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託 財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の 指図をしません。
 - ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

「金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図】

- 第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
 - ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価

額で評価するものとします。

④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

[有価証券の貸付けの指図および範囲]

- 第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲 内で貸付けの指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
 - ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。 [公社債の空売りの指図範囲]
- 第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社 債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債(信託 財産により借入れた公社債を含みます。)の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすること ができるものとします。
 - ② 前項の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

「公社債の借入れ」

- 第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、 当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めた時は、担保の提供の指図を行なうものと 1.ます
 - ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
 - ④ 第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

[特別の場合の外貨建有価証券への投資制限]

第28条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

「外国為替予約の指図および範囲」

- 第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
 - ② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産と親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
 - ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

「信託業務の委託等】

- 第30条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。
 - 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 - 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 - 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
 - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
 - ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものに限ります。)を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
 - 1. 信託財産の保存に係る業務
 - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - 3. 委託者(第17条の2に規定する委託者から委託を受けたものを含みます。)のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 - 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第31条 (削除)

「混蔵寄託

第32条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

「一括登録〕

第33条 (削除)

[信託財産の登記等および記載等の留保等]

- 第34条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとしま す。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
 - ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに 登記または登録をするものとします。
 - ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
 - ④ 動産(金銭を除きます。) については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります

[有価証券売却等の指図]

第35条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに有価証券 の売却等の指図ができます。

[再投資の指図]

第36条 委託者は、前条の規定による一部解約金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

[資金の借入れ]

第37条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て (一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または 再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ (コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないもの

とします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

「損益の帰属〕

第38条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。 [受託者による資金の立替え]

- 第39条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し 出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
 - ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金 およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを 立替えて信託財産に繰り入れることができます。
 - ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

[信託の計算期間]

- 第40条 この信託の計算期間は、毎年4月21日から10月20日および10月21日から翌年4月20日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は、平成10年7月1日から平成10年10月20日までとします。
 - ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が 休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるもの とします。

[信託財産に関する報告]

- 第41条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
 - ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

「信託事務の諸費用〕

第42条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

[信託報酬等の額]

第43条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第40条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の161以内の率を乗じて得た額とします。

- 1,350億円超の部分 …… 年10,000分の158
- ② 前項の報酬額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。「収益の分配方式」

第44条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

[追加信託金および一部解約金の計理処理]

第45条 (個別元本方式への移行に伴い削除)

[収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責]

- 第46条 受託者は、収益分配金については第48条第1項に規定する支払開始日および第48条第2項に規定する交付開始前までに、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第48条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第48条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。
 - ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

第47条 (削除)

[収益分配金、償還金および一部解約金の支払い]

- 第48条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。
 - ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
 - ③ 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
 - ④ 一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。
 - ⑤ 前各項(第2項を除く。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行なうものとします。
 - ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

「収益分配金および償還金の時効」

第49条 受益者が、収益分配金については第48条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しない

とき、ならびに信託終了による償還金については第48条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

「信託の一部解約]

- 第50条 受益者(前条の委託者の指定する販売会社も含みます。)は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1 口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。
 - ② 前項の場合の一部解約の実行の請求日がニューヨーク証券取引所の休場日に当たる場合は、一部解約の実行の請求の受付は行ないません。
 - ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
 - ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
 - ⑤ 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。
 - ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
 - ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第4項の規定に準じて計算された価額とします。

[質権口記載又は記録の受益権の取り扱い]

第50条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、 一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、 民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

[信託契約の解約]

- 第51条 委託者は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - ② 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合には、この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - ③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した 書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての 受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - ④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき 旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
 - ⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、 第1項および第2項の信託契約の解約をしません。
 - ⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して 書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
 - ⑦ 第4項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第4項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。

[信託契約に関する監督官庁の命令]

- 第52条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解 約し信託を終了させます。
 - ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第56条の規定にしたがいます。

[委託者の登録取消等に伴う取扱い]

- 第53条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、 この信託契約を解約し、信託を終了させます。
 - ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第56条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

[委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い]

- 第54条 委託者は、この信託契約に関する事業を譲渡しようとするときは、受託者と合意のうえ、その事業譲渡に つき異議のある受益者は一定期間内に異議を述べることができる旨公告します。この異議申立期間は、一 月を下らないものとします。
 - ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

[受託者の辞任および解任に伴う取扱い]

- 第55条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、 その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができ ます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第56条の規定にしたが い、新受託者を選任します。
 - ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

[信託約款の変更]

- 第56条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
 - ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
 - ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、 第1項の信託約款の変更をしません。
 - ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、 これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して 書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

「反対者の買取請求権】

第56条の2 第51条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第51 条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己 に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

[公告]

第57条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

[運用報告書に記載すべき事項の提供]

第57条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委

託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者の運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

「信託約款に関する疑義の取扱い」

第58条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(附則)

- 第1条 第47条第3項および第48条第4項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成12年3月30日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の受益証券の価額は、委託者が計算する平成12年3月31日の平均信託金(信託金総額を総口数で除して得た額)とみなすものとします。
- 第2条 平成18年12月29日現在の信託約款第9条、第10条、第12条から第15条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。
- 第3条 第24条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
 - ② 24条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。)を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項によりこの信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成10年7月1日

委託者 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号 ブラックロック・ジャパン株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社

親投資信託

USベーシック・バリュー・オープン・ マザーファンド

約 款

ブラックロック・ジャパン株式会社

親投資信託 USベーシック・バリュー・オープン・マザーファンド

- 運用の基本方針 -

約款第11条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は主として内外の有価証券に投資するもので、過小評価されているものの基本的には投資価値があると委託者が考える有価証券、主にアメリカ合衆国に所在する発行体の発行した株式に投資することによって元本の成長と、さらにはインカム収益を追求します。

2. 運用方法

(1) 投資対象

この投資信託は主として内外の有価証券に投資するもので、過小評価されているものの基本的には 投資価値があると委託者が考える有価証券、主にアメリカ合衆国に所在する発行体の発行した株式に 投資します。

(2) 投資態度

① この投資信託の投資方針は、証券市場の価格決定メカニズムは全体的な効率性に欠け、好調な市場環境では価格を上昇させ、低調な市場環境では価格の下落させる傾向にあると考えています。これを前提として、委託者は、市場価格の有利な変化は、その銘柄が不人気で、その企業収益が低迷し、株価収益率が比較的低く、投資への期待感も低く、かつ当該銘柄またはその関連業種への一般的な関心が乏しいときに始まる可能性がより大きいと考えています。しかし、委託者は、投資期待が全般的に高く、株価が上昇しているか、または既に上昇し、株価収益率が上がり、その関連業種又は当該銘柄そのものが加速的に投資家の新たな人気を得つづけているときには、好ましくない動きが生じる可能性が高いと考えています。つまり、委託者は、株価収益率が比較的高い銘柄の市場価格は予期せぬ不利な動向の影響を受けやすく、株価収益率が比較的低い銘柄は、有利だが一般に予想されなかった出来事から恩恵を得られるより有利な位置にあると考えています。この投資方針は、従来の投資原理とは異なっています。委託者は、この投資方針に伴う市場リスクは、平均以上の配当収益を提供する証券に重点を置くことにより、部分的に緩和されると考えています。

機関投資家が支配する現在の市場は、しばしば、比較的少数の中・大型成長株より時価総額の低い多数の注目度の低い銘柄を見逃しています。この投資信託は、この注目度の低い銘柄に相当な 規模の投資を行なうことが予想されます。

この投資信託の投資方針の基本的方向性が以上のようなものであるため、その保有する普通株式の大きな部分が、時にはリサーチ・アナリストによる必ずしも好ましくない評価を伴う可能性があります。委託者は、系列関係のないブローカーおよびディーラーが提供する投資リサーチ情報ならびにメリルリンチ・ピアス・フェナー・アンド・スミス・インコーポレーテッドの証券リサーチ、経済リサーチならびにコンピューター・アプリケーション施設を幅広く利用します。

- ② 基本的な投資方針として、この投資信託は円貨での為替変動リスクをヘッジするために為替予約取引を行ないません。
- ③ ブラックロック・インベストメント・マネジメント・エル・エル・シー (BlackRock Investment Management, LLC.) に株式等 (短期金融商品を含みます。) にかかる運用の指図に関する権限を委託します。

(3)投資制限

- ① 株式への投資には制限はありません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以下とします。
- ③ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該 新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得 ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条/3第1項第7号 および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。) への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑥ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ⑦ 国内の私募債(短期社債等を除く)及び市場価格で売却することのできない外債への投資割合は、 信託財産の純資産総額の15%以下とします。
- ⑧ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑨ 上記③から⑤に関わらず、各国政府(国および地方公共団体を含む)または政府機関によって発行または保証された証券または金融商品に対する投資の制限はありません。
- ⑩ 一般社団法人投資信託協会の規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ① 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行ないます。

親投資信託 USベーシック・バリュー・オープン・マザーファンド

約 款

[信託の種類、委託者および受託者]

- 第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、ブラックロック・ジャパン株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。
 - ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)の適用を受けます。

「信託事務の委託】

- 第1条の2 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
 - ② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に 行なうものとします。

[信託の目的、金額および追加信託の限度額]

- 第2条 委託者は、金10億円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。
 - ② 委託者は、受託者と合意のうえ、金5兆円を限度として信託金を追加することができるものとし、追加信託が行われたときは、受託者は、その引き受けを証する書面を委託者に交付します。
 - ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

「信託期間」

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第41条、第44条、第45条第1項または第47条2項による信託契約 終了の日までとします。

「受益証券の取得申込みの勧誘の種類」

第3条の2 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第9項第1号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

「受益者」

第4条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とするブラックロック・ジャパン株式会社の証券投資信託の受託者である信託会社または信託業務を営む銀行とします。

「受益権の分割および再分割」

- 第5条 委託者は、第2条第1項の規定による受益権については10億口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第6条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
 - ② 委託者は、受託者と協議の上、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

[追加信託金の計算方法]

- 第6条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。
 - ② この約款において基準価額とは、信託財産の資産総額(信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券 および第21条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従っ て時価評価するものとします。以下同じ)から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。) を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以 下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、 原則として、わが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
 - ③ 第23条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

「信託日時の異なる受益権の内容]

第7条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

「受益証券の発行および種類」

- 第8条 委託者は、第5条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。
 - ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
 - ③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

「受益証券の発行についての受託者の認証]

- 第9条 委託者は、前条第1項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に 適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。
 - ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

[投資の対象とする資産の種類]

- 第9条の2 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託 及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)とします。
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第15条、 第16条および第18条に定めるものに限ります。)
 - ハ. 金銭債権
 - ニ. 約束手形(手形割引市場において売買される手形に限ります。)

[運用の指図範囲等]

- 第10条 委託者(第11条の2に規定する委託者から委託を受けたものを含みます。以下第12条から第21条まで、第23条および第30条から第32条までについて同じ。)は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。
 - 1. 株券または新株引受権証書
 - 2. 国債証券
 - 3. 地方債証券
 - 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 - 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権 付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
 - 6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
 - 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
 - 8. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
 - 9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券(単位未満優先出資証券を含む。以下同じ。)
 - 10. コマーシャル・ペーパー
 - 11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) および新 株子約権証券
 - 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 - 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
 - 14. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
 - 15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 - 16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
 - 17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
 - 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証

券に限ります。)

- 20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
 - 1. 預金
 - 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 - 3. コール・ローン
 - 4. 手形割引市場において売買される手形
 - 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- ④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する私募により募集された国内の社債(短期社債等を除く)および市場価格で売却できない外債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の15を超えることとなる投資の指図をしません。

[受託者の自己または利害関係人等との取引]

- 第10条の2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第25条において同じ。)、第25条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第9条の2および第10条第1項および第2項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。
 - ② 前項の取扱いは、第14条から第16条、第18条から第21条、第23条、第30条および第31条における委託者の 指図による取引についても同様とします。

[運用の基本方針]

第11条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

「運用の権限委託」

第11条の2 委託者は、次に関する権限を次の者に委託します。

委託する範囲 : 株式等 (短期金融商品を含みます。) にかかる運用の指図に関する権限

商 号: ブラックロック・インベストメント・マネジメント・エル・エル・シー

(BlackRock Investment Management, LLC.)

所 在 地 : 米国ニュージャージー州プリンストン

- ② 前項の委託を受けた者は、この信託契約に関し報酬を収受しません。
- ③ 第1項の規定にもかかわらず、第1項より委託を受けたものが、法律に違反した場合、この信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等に、その

他の理由により必要と認められる場合には、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止またはその 委託内容を変更することができます。

[投資する株式等の範囲]

- 第12条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものその他投資信託協会の規則により投資することが認められているものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
 - ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論 見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図す ることができるものとします。

[同一銘柄の株式等への投資制限]

- 第13条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超える こととなる投資の指図をしません。
 - ② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の 純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

[信用取引の指図範囲]

- 第14条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
 - ② 前項の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

「先物取引等の運用指図・目的・範囲」

- 第15条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用のため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。
 - 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
 - 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の 組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受け取る組入公社債、 組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度と し、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第10条第 2項第1号から第6号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 - ② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用のため、 わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および オプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
 - 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額の範囲内とします。
 - 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
 - ③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用のため、

わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

- 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第10条第2項第1号から第6号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
- 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第10条第2項第1号から第6号に掲げる金融商品で運用している額(以下本号において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

「スワップ取引の運用指図・目的・範囲」

- 第16条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。
 - ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
 - ④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものと 1.ます
 - ⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

「同一銘柄の転換社債等への投資制限」

第17条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

「金利先渡取引および為替先渡取引の運用範囲」

- 第18条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
 - ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

「有価証券の貸付けの指図および範囲」

- 第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲 内で貸付けの指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

- 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。 「公社債の空売りの指図範囲」
- 第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社 債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債(信託 財産により借入れた公社債を含みます。)の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすること ができるものとします。
 - ② 前項の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

[公社債の借入れ]

- 第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、 当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めた時は、担保の提供の指図を行なうものと します。
 - ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
 - ④ 第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

[特別の場合の外貨建有価証券への投資制限]

第22条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合に は、制約されることがあります。

[外国為替予約取引の指図および範囲]

- 第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます
 - ② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
 - ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

「外貨建資産の円換算および予約為替の評価」

- 第24条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
 - ② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

[信託業務の委託等]

- 第25条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。
 - 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 - 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 - 3. 信託財産の保管等を委託する場合においては、当該財産の分別管理を行なう体制が整備されているこ

- 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものに限ります。)を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
 - 1. 信託財産の保存に係る業務
 - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - 3. 委託者(第11条の2に規定する委託者から委託を受けたものを含みます。)のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 - 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第26条 (削除)

「混蔵寄託

第27条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

[一括登録]

第28条 (削除)

[信託財産の登記等および記載等の留保等]

- 第29条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとしま す。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
 - ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
 - ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
 - ④ 動産(金銭を除きます。) については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

「有価証券売却等の指図」

第30条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

「再投資の指図」

第31条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

「損益の帰属」

第32条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。 [受託者による資金の立替え]

- 第33条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し 出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
 - ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
 - ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

「信託の計算期間」

第34条 この信託の計算期間は、毎年10月21日から翌年10月20日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は、平成10年7月1日から平成10年10月20日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が 休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるもの とします。

「信託財産に関する報告]

- 第35条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
 - ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

「信託事務の諸費用」

第36条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

「信託報酬

第37条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

「利益の留保]

第38条 信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産に留保し、期中には分配を行ないません。

[追加信託金および一部解約金の計理処理]

第39条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあっては 追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

「信託の一部解約〕

- 第40条 委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。
 - ② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該一部解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

「信託契約の解約〕

- 第41条 委託者は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。 この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - ② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とするすべての追加型証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - ③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した 書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての 受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - ④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき 旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
 - ⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、 第1項の信託契約の解約をしません。
 - ⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
- ⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。 [償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責]
- 第42条 受託者は、信託が終了したときは、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)の全額を委託者に交付します。
 - ② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

[償還金の支払いの時期]

第43条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引き換えに当該償還金を受益者に支払います。

[信託契約に関する監督官庁の命令]

- 第44条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解 約し信託を終了させます。
 - ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第48条の規定にしたがいます。

「委託者の登録取消等に伴う取扱い」

- 第45条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
 - ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第48条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

「委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い」

- 第46条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
 - ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

[受託者の辞任および解任に伴う取扱い]

- 第47条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、 その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができ ます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第48条の規定にしたが い、新受託者を選任します。
 - ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

「信託約款の変更】

- 第48条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
 - ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
 - ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、 第1項の信託約款の変更をしません。
 - ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

「反対者の買取請求権】

第48条の2 第41条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第41 条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己 の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

[公告]

第49条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

「運用報告書の交付

第49条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。 [信託約款に関する疑義の取扱い]

第50条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(附則)

- 第1条 第18条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。上記条項によりこの信託契約を締結します。
 - ② 第18条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。)を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

信託契約締結日 平成10年7月1日

委託者 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号 ブラックロック・ジャパン株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社